

# 成立しなかった法案

## — エジプトの 2021 年身分法改正論議と法案全訳 (上) —

### An Unpassed Bill:

### Egypt's 2021 Personal Status Law Reform Debate and Full Translation of the Bill (vol.1)

竹 村 和 朗

Kazuaki Takemura

#### はじめに

2021年2月15日、エジプトのムスタファー・マドブリー内閣総理大臣は、政府が作成し、決定した全194条の「身分法<sup>1)</sup>」(qānūn al-aḥwāl al-shakḥīya / personal status law)の案を議会下院に送付して、法制化に向けた審議を求めた。しかし、その内容が2月23日にメディア上で公表されると、女性や子どもの権利が守られていないと女性団体からすぐさま批判の声があがった。身分法はイスラーム法(イスラームのシャリーア、al-sharī‘a al-islāmīya)にもとづくため<sup>2)</sup>、国内最大のイスラーム教学機関であるアズハルをはじめとする宗教界も意見を述べた。議会でも、議員らが計37条に違憲の疑いがあると指摘し、修正のために社会内対話を行うべきと提案するなど、賛否両論が噴出した。これらを受け、アブドゥルフアッターフ・スィースィー大統領は、3月21日に「母と父、皆にとってバランスのとれた身分法を目指す」と述べ、国内融和を強調した [Muḥammad 2021b]。同時に、アズハルに身分法提案の作成を指示したことで、政府が提出した法案の審議は一旦棚上げされた。ある議員の言葉を借りれば、法案はいまも「凍結された」状態にある [Gharīb 2021]。

エジプト憲法によれば、大統領、内閣(政府<sup>3)</sup>)および下院議員は、法律発案権を有し、提出された法案は議会で審議される(第122条)。可決された法案は、大統領に送付され、その承認によって法律となり、公布される(第123条)。

身分法案は、議会の委員会に付託され、その審議途上で頓挫したことになる。憲法に規定される国家三権は、行政権の長たる大統領に下院解散権(第 137 条)や上院議員の 3 分の 1 の任命権(第 250 条)、上級司法機関の長の任命権(第 185 条)が認められることなどから、行政権が抜きんでて強いことで知られる。行政権内部においても、大統領が内閣総理大臣を指名し、内閣を組織させる仕組みとなっている(第 146 条)。つまり、2021 年身分法案は、大統領の下にある政府が法案を決定・提出したが、大統領の影響力が強い議会<sup>4</sup>を通過できず、大統領が仕切り直しをせざるを得なかったことになる。

いったい誰の、どのような声が、それほどの力を持っていたのか。「成立しなかった」理由を同定することは困難であるが、この法案が作成された経緯と提出後の状況から、その事情を推定することは可能だろう。政府が身分法案を提出した経緯については、本稿第 1 節で論じる。身分法のような宗教と密接に関わる法律立案の背後には、政治と宗教をめぐる複雑な力関係が働いていた。第 2 節では、法案提出後の流れを追う。法案は議会の中だけでなく、その外でも論議を巻き起こし、さまざまな勢力がそれぞれの要求と批判を発していた。

第 3 節では、法案の形式と全体構成を提示する。稿末には、法案の全文翻訳とアラビア語原文を併記した。これらを掲載する理由は、本法案がまさに「成立しなかった」がために、早晩消え去ってしまう可能性が高いからである。議会に提出された法案は、印刷されて関係者に配布されるほか、公的施設で一定期間保管される。それは、電子ファイルに変換され、メディアや SNS を通じて広まり、個人によってアーカイブされることもあるだろう。しかし、成立しなかった法案の記録は、成立した法律とは比較にならないほどあやうい。

実際、改正論議から約 1 年後の 2022 年 1 月に、筆者がこの法案の原文をインターネット上で検索した時には<sup>5</sup>、独立系新聞社(al-Yawm al-Sābi'<sup>6</sup>、「7 日目」の意)が原本をスキャンした画像が<sup>7</sup>、別の独立系ニュースサイト akhbarak.net(「あなたのニュース」の意)に転載された形でしか確認できなかった<sup>8</sup>。しかもその画像は、途中の 34 枚目(第 124 条)で途切れていたため、残りの 35 枚目から 48 枚目(第 125 条から第 194 条)は、個人の弁護士が facebook<sup>9</sup>上に同一の画像(解像度は粗い)を最後まで掲載していたもので補完する必要

があった。こうして得られた画像をもとに、類似する内容を持つアズハル版身分法提案（後述）や既存の法律を確認しながら、アラビア語の原文を確定していった<sup>10</sup>。

以下に述べるように、2021年身分法案は数年にわたる準備のうでで作成されたが、別の版に取って代わられる可能性が高く、議論は今後も長く続くことが予想される。本法案は、未完の版ではあるが、エジプト身分法制史の一部として、記録に残されるべきだろう。これらの点から、2021年身分法案の全文翻訳とアラビア語原文を付すこととした。

## 1. 法案提出前

2021年2月に政府が身分法案を提出したことは、半ば唐突であり、半ば予想されたことでもあった。身分法の改正は、これに先立つ数年の間に、幾度となく話題になり、その度に立ち消えになっていたからである。既存の身分法令は、1920年代から離婚や扶養、財産後見などテーマごとに制定されており、最近の大きな追加は2000年代前半に追加された訴訟手続と家裁、家族基金に関するいくつかの法律<sup>11</sup>で、その後は小さな部分改正があるだけだった<sup>12</sup>。

包括的な改正案作成の発端となったのが、2017年にスィーサー大統領の主導により策定された「エジプト女性のエンパワメントのための国家戦略2030」<sup>13</sup>（al-Istrātījīya al-Waṭanīya li-Tamkīn al-Marʾa al-Miṣrīya 2030 / National Strategy for the Empowerment of Egyptian Women 2030）である。同戦略は、2016年に同じく大統領の主導で策定された開発計画の全体方針、「エジプト・ヴィジョン2030」<sup>14</sup>（Ruʾya Miṣr 2030 / Egypt Vision 2030）と国連の持続可能な開発目標（SDGs）、エジプト憲法の男女の権利平等と女性保護に関する規定（第11条）にもとづき、女性の政治的・社会的進出の推進と暴力やハラスメントからの保護を謳ったものである。同戦略の序文には、2017年3月21日のエジプト女性の日式典での大統領の演説が載せられており、今後数年にわたって同戦略を実行することが明言された。この中に掲げられた4つの柱の1つに「女性の保護」があり、

その達成のために「女性の権利を保障し、家族の団結を高めるために現行身分法を改正する」ことが挙げられていた。

同戦略の起草を担当した「国家女性会議<sup>15</sup>」(al-Majlis al-Qawmī li-l-Mar'a / National Council for Women)のマーヤー・ムルスィー議長<sup>16</sup>は、2017年1月31日の紙上インタビュー[Rāghib 2017a]において、「2017年を女性の年にする」と抱負を述べ、憲法第11条に記されるテーマのうち、とくに暴力からの女性の保護と身分法改正に取り組むたいと意気込みを語った。国家女性会議に寄せられた女性たちの不満の多くが離婚後の子どもの監護と扶養という身分法規定に関わることだったため、マーヤー議長は、同会議の法制委員会が「モロッコの家族集成<sup>17</sup>のような文明社会に適した身分法案の作成を進めている」と述べ、同年末までに公表したいと述べた。ただし、国家女性会議が実際に法案を発表したのは、2019年1月のことであった。

こうした機運の高まりの中、他の女性団体からも身分法改正の提案がなされた。その1つが、「エジプト女性連合/EFU<sup>18</sup>」(Ittiḥād Nisā' Miṣr / Egyptian Feminist Union)による全150条ほどの身分法改正案である。2月20日の記事[Rāghib 2017b]によれば、既存の法令にない婚約や婚姻の規定を含めたほか、離婚後の扶養料や子の監護における女性の権利を保護するための修正点を加えられていた<sup>19</sup>。4月20日の記事[Gharīb 2017]によれば、EFUはその後さらに修正を加えた新たな版を作り、講演会を開くなど積極的な啓蒙活動を行ったが、その提案を議会に提出するまでには至らなかった。

この時期には、議会内でも身分法改正を求める動きが起きていた。先駆けとなったのが、新ワフド党のムハンマド・ファード議員で、彼が4月27日に議会に提出した身分法案は、管轄する委員会に付託された<sup>20</sup>[Rajab 2019]。しかし、一向に審議が進まなかったため、ファード議員は同年12月に審議要望書を提出し、翌2017年7月にも再度要望書を提出した。2018年には女性の保健衛生大臣に自身の身分法提案を添えた要望書を出すなど各所に働きかけ、ついに2019年1月13日に議会の法制委員会で取り上げられたが、同提案に対する司法省からのコメントが開示されただけで終わった<sup>21</sup>。

フアード議員に続き、無所属<sup>22</sup>の女性議員アブラ・ハワーリーが、4月30日に全224条の身分法案を議会に提出した〔‘Abd al-Hamīd 2017〕。後になされた紙上インタビュー〔al-Waṭan 2019〕によれば、女性が抱える問題を調査して作った自らの法案により、「身分問題の80%は解決できる」と自信を見せた。たとえば、離婚後に妻が受ける扶養料の確保は、長らく問題とされてきたが、支払いと給付を担うナセル社会銀行が内規で扶養料を500ポンド<sup>23</sup>に抑えていることに対して、それ以上の金額が判決で示されたら判決通りに支払うように法律で定めるなどの工夫が用意されていた。しかし、アブラ議員の法案も、議会審議の途中で立ち消えになってしまった。

当時の議会の様子を伝える記事〔Mamdūh 2019〕によれば、フアード議員やアブラ議員の身分法案は、法制、宗教、社会連帯の3つの常任委員会からなる合同委員会に付託され、バハーウッディーン・アブーシャッカ法制委員長の指示により、司法省や国家女性会議、アズハルなど関係諸機関に送付され、それぞれの意見を聴くこととなった。しかしどこも返事をしないばかりか、アズハルは同年（2017年）10月18日にアフマド・タイブ総長の指示で身分法改正準備委員会を内部に設置し、独自の身分法提案を作り始めていた。それを知った議員とアズハルの間で、法案に対する返事を先にするべきだ、と押し問答もあったようである。社会連帯委員会のムハンマド・アブーハーミド議員は、本来「諮問的」(istishārī) 機関にすぎないアズハルと政府からの返答を待つことで、議会は自らの立法権限を投げ出してしまったと悔やんだ。何も進まないままさらに時間が過ぎ<sup>24</sup>、2019年1月になった。

2019年1月15日の国営テレビ番組で、アズハルのタイブ総長は、身分法改正問題について次のように述べ、周囲に衝撃を与えた<sup>25</sup>。

アズハルは確かに立法機関ではなく、政治や議会に介入することもない。しかし、クルアーンに係る法律(al-qawānīn al-qur’āniya)、イスラームのシャリーアを主要な源泉とする法律については、〔中略〕ウラマーが必要とされる。法案を作って議論すればよい。議論を妨げるものはないはずだ。しか

し、「アズハルよ、手を引け、身分法を書くな」と言う者がいる。これは、思うに、ばかげている (‘abath)。

この発言は、とくに宗教に関係する立法について、アズハルが「ウラマー」(‘ulamā’, イスラーム学者)としての使命を果たすことを宣言したものと受け止められた。次いで、今度は国家女性会議がついに身分法提案を完成させ<sup>26</sup>、これを政府に送付し、議会審議を求めた [Mamdūh 2019]。アブーシャッカ法制委員長は、これも議会への挑戦と捉えたのか、政府に対し、国家女性会議の案をそのまま渡すのではなく、自ら法案を作成することを求めた。

2019年10月、アズハルは全192条の身分法提案を完成させた [al-‘Anānī 2019a, 2019b]。全体は8つの部 (qism) に分けられ、部は編 (bāb) に分かれる場合もある<sup>27</sup>。構成は次の通り。

## 第1部 婚姻

第1編 婚約 (1条–5条)

第2編 婚姻契約 (6条–10条)

第3編 婚姻が禁じられる女性 (11条–14条)

第4編 行為能力および後見 (15条–19条)

第5編 婚姻の効力および規定 (20条–47条)

## 第2部 婚姻の終了

第1編 宣言離婚 (48条–58条)

第2編 裁判離婚および婚姻取消 (59条–68条)

第3編 代償離婚 (69条)

第4編 失踪者 (70条–72条)

第5編 婚姻の終了の効力 (73条–85条)

## 第3部 親子関係 (86条–93条)

第4部 卑属および尊属の扶養 (94条–98条)

第5部 監護 (99条–104条)

第6部 財産後見 (105条–130条)

## 第7部 選定後見

- 1 選定後見人の選任（131条－139条）
- 2 選定後見人の義務（140条－150条）
- 3 選定後見の終了（151条－168条）

## 第8部 行為能力制限、司法補助および不在者

- 行為能力制限（169条－173条）
- 司法補助（174条－177条）
- 不在者（178条－181条）
- 選定後見、保佐および不在者の共通規定（182条－186条）
- 罰則（187条－189条）
- 一般規定（190条－192条）

内容に対しては、すぐに議員や女性団体から批判が出た<sup>28</sup>。しかし、議会としてはこれを殊更に取り上げることもなく、議会外で出た「私家版」身分法提案とみなし、無視を決めこんだようである。議会とアズハルの関係性の悪化により、議員による法案についてもアズハルから返事がくることはなく、法制化は袋小路に陥っていた<sup>29</sup>。そのため議会は、第三の道として政府に身分法案作成を求め、政府はこれに応じて2か月以内の提出を約束した [Mamdūh 2021]。実際には大幅に遅れて15か月かかったが、そうして政府が作成し<sup>30</sup>、2021年2月に議会に提出したのが、2021年身分法案だったのである。

## 2. 法案提出後

2021年2月28日、議会は身分法案の審議に取り掛かった。ハナフィー・ギバーリー下院議長は、法案を、法制委員会を中心に社会連帯・家族委員会と宗教・ワクフ委員会を加えた合同委員会に付託し、法案の検討を求めた [‘Abd al-Qādir and Gharīb 2021]。

2日後の3月2日に行われた法制委員会の場で、下院の最大勢力である「祖国の未来党<sup>31</sup>」(Ḥizb Mustaqbal Waṭan / Nation’s Future Party) の代表アフマド・

ラシャード議員から「37の条文に違憲性の疑いなどの問題が見つかった」と批判の声があげられた。ラシャード議員は、政府に対して、法案作成における熟慮と立法規則の遵守を求めつつ、条文表現に誤りが多いことから、議員にも修正作業に加わせてほしいと訴えた [‘Abd al-Qādir, Gharīb, and Jāwīsh 2021]。

3月4日には、同党の若手議員ターリク・ホウリーから、さまざまな層の人々を議会に呼んで意見を聴く「社会内対話」(hiwār mujtama‘ī) を行いたいという要望が出された [‘Abd al-Qādir and Ta‘lab 2021]。また、同党議員でアズハル出身のイスラーム法学者であり、宗教委員会副委員長を務めるオサーマ・アブド博士<sup>32</sup>は、身分法案を本来管轄すべき宗教委員会は同法案をアズハルに送付し、意見を聴くつもりだと明らかにした。アブド議員は、「議会における私たちの目標は、イスラームのシャリーアに反しない法律を作ることだ」とも述べた。3月9日には、同党の女性議員シャイマー・ハラワから、子どもの最善の利益を守るため、政府案への修正の要望も出された [Ta‘lab and Badr 2021]。

他の政党からも社会内対話を求める声が出ていた [Ta‘lab 2021b; Ta‘lab, ‘Abd al-Qādir, and Badr 2021]。下院に4議席を有する「エジプト国民運動党<sup>33</sup>」(Ḥizb al-Ḥaraka al-Waṭaniya al-Miṣriya / Egyptian National Movement Party) は、早くも3月13日にカイロで、同党指導部や党员、女性支部を動員して、同党独自の社会内対話を実施した [Ta‘lab, Gharīb, and Badr 2021b]。

議会外でも、2月23日に法案の内容がメディア上で公表されるやいなや、すぐに激しい論議が巻き起こされた [Tāhā 2021]。同日夜のテレビ番組<sup>34</sup>では、番組に電話出演した男性弁護士イサム・アッガーグと女性弁護士ワラー・アドリーの間で、法案に対する評価が2つに分かれた。

アッガーグ弁護士は、法案は「完全にフェミニスト」(nisā’ī baḥt) で、「男をミンチにしようとしている」、「不正だ」(zālim) と糾弾した [Tāhā 2021]。とくに批判したのは、離婚後に非監護者(父を想定)が未成年の子を自宅に招いて交流する「在宅交流」(al-istiḍāfa) 権に、多くの制限がかけられていることであった。現行の1929年法律第25号<sup>35</sup>の第20条では、非監護者が未成年の子と会うことができる「面会」(al-ru’ya) 権が認められており、その時間や場所は監護者と非監護者の間の合意に任せられていた。法案第91条においても、面会権は



同様であるが、新たに導入された在宅交流権は、「1週間に8時間以上12時間以下」、「朝8時から夜10時まで」、「1か月に最大2晩宿泊可」など細かく規定された。アッガーグ弁護士の不満はこの時間制限に対するものだと考えられる。ただし、彼がいう「監護者が非監護者の在宅交流権の行使を拒んだ場合の刑罰がない」という指摘は誤解で、法案第193条で「1,000ポンド以上5,000ポンド以下の罰金に処する」と定められている。とはいえ、非監護者が在宅交流後に子どもを戻さなかった場合の刑罰は、「作業を伴う6か月以上の拘禁」、「子の即時引き渡し」、「在宅交流権の消滅」とかなり厳しいものとなっている。アッガーグ弁護士が男性にとって不利だと不公平感をあらわにしたのは、この点を念頭に置いていたのだろう。

他方、ワラー弁護士も、「女性はこれまで身分法に苦しめられてきた」、「この法案も女性の味方をするわけではなく、一部の権利を覆している」、「父の監護権者順位が従来より繰り上がって4位になったことは問題だ」と批判的な言葉を述べつつ、全体には「女性と男性の権利のバランスがとれている」と評価した。ここで言及された監護権者順位は、これを定めた1929年法律第25号の第20条では、①母、②母の母、③父の母、と16位までを女性の近親者が占め、父はそれに次ぐ「17位」であったのに対して、法案第89条では、①母、②母の母、③父の母、に次ぐ「4位」として父の順位が定められたことを指す。この点は、女性の権利としての監護権を脅かすものとして、反対の声が集まる箇所となった。

公表翌日の2月24日に、「エジプト女性権利センター／ECWR<sup>36</sup>」(al-Markaz al-Miṣri li-Huqūq al-Mar'a / Egyptian Center for Women's Rights) は、ニハード・アブルコムサーン会長の手による「ECWRは身分法案を拒否する」と題する記事[ECWR 2021]を公式ウェブサイトに掲載し、法案内容は「衝撃的」で、21世紀の時代にまったく合致していないと厳しく批判した。ニハード会長は、法案の問題点を多数挙げているが、とくに問題視していたのは、「女性の婚姻能力の否定」、「女性は後見人になれない」、「被監護者が旅行するためには非監護者(父)の許可が必要」など、女性が法的能力の点で劣位に置かれていたことであった。

法案第 6 条第 b 項では、「後見人<sup>37)</sup> (al-walī, 娘の父や兄弟を想定) の同意なく被後見人女性が結婚した場合には、一定の期間や条件はあるものの、後見人はその女性の婚姻契約を取り消すことができると定められた。ニハード会長は、「国家の名義で数千億ポンドの協定に署名することができる女性の大臣ですら、婚姻するためには男性の、場合によっては年下の、後見人を必要とするというのか」と皮肉を述べた。

この問題には、「女性の後見人になれない」という別の問題も関わる。これは、未成年者の「財産後見人」(al-walī ‘alā al-māl) のことで、法案第 103 条で、まず父、次いで父が「選定後見人」(waṣī) を指定していなければ、祖父 (父の父) がなると規定される。ニハード会長の言う通り、ここに母の語はない<sup>38)</sup>。

後見をめぐる規定は、3 月 13 日<sup>39)</sup> に作られた SNS 上の「#al-wilāya haqqī」(#後見は私の権利) というハッシュタグを通じて、女性たちの積年の不満<sup>40)</sup> を噴出させるものとなった。この運動を facebook 上で始めた「女性と記憶フォーラム/WMF<sup>41)</sup>」(Mu’assasa al-Mar’a wa-al-Dhākira / Women and Memory Forum) によれば<sup>42)</sup>、きっかけは法案第 6 条への反対であったが、より広く、女性に子の後見権を認めることと、法的能力における完全な男女平等の要求へと発展したのだという<sup>43)</sup> [Muḥammad 2021a]。

同じく 2 月 24 日の記事 [Ta’lab 2021a] では、「女性進歩開発協会/ADEW<sup>44)</sup>」(Jam’īya Nuhūd wa-Tanmiya al-Mar’a / The Association of the Development and Enhancement of Women) のもとにエジプト全土から集まった数千通の母たちの苦情と法案への反対が報じられた。ADEW によれば、法案は「エジプトの女性と子に対する不正 (zālīma)」、「エジプトの家族を壊すもの」であり、ADEW は法案の支持者を拒否すると宣言した。ただし、ADEW の論理は、先ほどの ECWR とは異なる。

たとえば、在宅交流権については、al-istiḍāfa の語やこれに関する規定が、啓典クルアーンや預言者ムハンマドの言行に含まれていないことを問題視する。そのうえで、クルアーンの一節<sup>45)</sup> を引きながら、監護者と非監護者が話し合い、相互に合意することこそが肝要だと説く。また、ADEW は、長年貧困地区で活動をしてきた経験から、母たちが在宅交流の実施を怖れていると指摘する。す

でに面会は 1929 年法律第 25 号により規定され、実施されているが、面会においても男たちは法律の抜け穴を見つけ、子どもと自由に会っていることから、在宅交流が成立したら、厳しい罰則があったとしても巧みにすり抜け、子どもを母のもとに戻さないのではないかと懸念しているという。

ADEW は、ECWR 同様、父の監護権者順位の変更を批判するが、その理由は ECWR と異なり「シャリーアに反する」からであった。ADEW は、アズハルの附属研究所である「イスラーム研究院<sup>46</sup>」(Majma‘ al-Buḥūth al-Islāmīya / Islamic Research Academy) に設置された委員会の意見、すなわち 2019 年のアズハル版身分法提案における順位<sup>47</sup>と異なることから、これがシャリーアに反した規定だと断じる。ADEW は、シャリーアはイスラームの基本権威たるアズハルが解釈するものだと捉えているようだ。

当のアズハルは、立場を公にしていなかったが、関係者からはいくつかの声があがった。たとえば、2月25日の記事 [Sālim 2021] によれば、アズハル大学比較法学教授アフマド・カリマ博士は、新たな妻を娶った夫がもとの妻に婚姻を知らせる義務(第58条)と通知を怠った場合の刑罰(第191条)を明確に「シャリーアに反する」規定とみなし<sup>48</sup>、憲法第2条を示唆しつつ、「いざれ違憲判決が下されるだろう。なぜなら憲法には、イスラームのシャリーアは立法の主要な源泉と定められているからだ」と述べた。

アズハルの立場をもっと耳触りのよい言葉で伝えた者もいる。3月3日の記事 [Ramaḍān 2021b] によれば、アズハル出身でワクフ省次官を務めたサーリム・アブドゥルガリール博士は、テレビ番組で、「身分法を含むすべての法律はアズハルに意見が聴かれる」、「エジプトの国家はいつも宗教を尊重し、イスラームのシャリーアから外れることはない」、「アズハルがイスラームのシャリーアから外れることは絶対にないので安心してほしい」などと述べた。女性たちには、「1人目の妻であろうが、2人目であろうが、あなたたちが安心して暮らすことはシャリーアで定められた妻の権利だ」と呼びかけた。

議会内外で法案について意見が出ていた中、3月21日のエジプト女性と模範的母の顕彰式典におけるスィー・スィー大統領の演説<sup>49</sup>は、状況を一変させた。最初に文語の演説が読み上げられた後、大統領は、「政府が取り組んでいる諸問

題について話したい」と口語で語りはじめた。その最初にあげられたのが、身分法であった。大統領はある高齢の女性との邂逅を語った。

数日前のことだが、ナスル・シティのある公園で、1人の年を召した女性に会って、こう言われた。「老女の私 (anā gidḍa) からのお願いです。身分法について心配しています。なかなか出ないものですから。」(会場から拍手) 私はあなた方に言いたい。これはその女性にも言ったことで、テレビでも放映されたはずだが、私たちはこの法律をバランスのとれたもの (mutawāzin) にしようとしている。皆にとってバランスのとれたものに。母に、父にとって。

続いて、アズハルを含めて全員で法律に取り組んでいることを訴えた。

私たちはこの法律のために皆で取り組んでいる。国家のすべての機関で。アズハル、議会、元老院、政府を問わず、全員で法律を作ろうとしている。なぜならこの法律の目的は、人々の利益 (maṣlaḥa al-nās) だからだ。他の何者の利益でもない。私たちには、互いに助け合い、物事を取め、社会を発展させていく以外に道はない。身分法についていえば、私たちはこれに取り組み、すべての人の声を聞く。そうして社会内対話を通じて、この法律の核心を定め、これをより良い形にしようとしている。

大統領は、法律も重要だが、社会生活の中で夫婦が別れることもあり、その時に母として父として、子に対してどうふるまうかが重要だ、という心構えを説いた後、アズハルに再度言及して、こう述べた。

大イマーム (faḍīla al-imām, アズハル総長のこと) が私に言ってくれたのだが、アズハルにはとても先進的な法案があるそうだ。ならば私は、心の底から、この件についてお願いしたい。(会場から拍手。アズハル総長が画面に映り、右手を胸に当てながら軽く頭を下げ、受諾の意を示す。) 本当に。

しかし結局のところ、私たちの目的は、人々の生活をより幸せに、より良くすることにある。主がこれをお援けくださいますように。

この日の夜、テレビ番組に電話出演した議会法制委員会の事務局長アリー・バドル議員は、大統領の指示を受けて、法制委員会はアズハルからの法律提案を待ち、そして議会でも社会内対話を行いあらゆる層の声を聞いていくと述べた<sup>50</sup> [Ramadān 2021c]。

こうして政府が作成し提出した 2021 年身分法案は、数々の批判を浴びた後、大統領の指示により、アズハルの提案を待つという形で、一旦棚上げにされた。前述の通り、アズハルは 2019 年 10 月に全 192 条の身分法提案を作成しているが、この時すぐに同じものを出さなかった。憲法第 122 条によれば、政府と下院議員だけでなく、大統領にも法律提案権が認められる。アズハルが提案を完成させたとき、それは誰を通じて出されるのか。その内容は、今回の政府提案にあった問題を解決し、政治・宗教・ジェンダーなどの信条・立場を異にするさまざまな勢力に受け入れられるものとなるのか。議会は、わだかまりを捨ててアズハルの提案を受け入れるのか。越えるべきハードルは多いが、アズハルが提案するものが法律となることがあれば、それは、エジプトの政教関係の転換点となるだろう。

### 3. 法案の形式と構成

以上に述べたように、本法案は、エジプトの身分法制史の一部をなしたものである。政府が長い時間かけて準備しただけあって、通常の法律の構成に合った形で、内容が作られている。本節では、法案の形式と構成を見ていく。法案は、題名、公布文、制定文（含む附則）、条文の順に並べられる。

アラビア語は、右から左に進む横書きの言語である。法案においても、題名と見出しのみ中央揃えで、あとはすべて右から文章が始まる。また、修飾語は被修飾語の後に続く。これを踏まえて法案の冒頭を見ると、中央揃えで 3 段に分かれて題名が書かれ、アラビア語で上から「内閣総理大臣令」、「法律案に関

する」、「身分法の公布に関する」の順に並んでいる、翻訳では「身分法の公布に関する」、「法律案に関する」、「内閣総理大臣令」の順に直した。もし成立していれば、「身分法の公布に関する 2021 年法律第〇号」などと題されただろう。

題名の後、公布文が続く。まず公布者の名が示される。本法案では、「内閣総理大臣」がそれにあたるが、法案であるため提出者の名を書いているにすぎない。通常の法律では、「人民の名において」(bi-ism al-sha‘b) と、その下に「大統領」(ra‘īs al-jumhūrīya) と記される<sup>51</sup>。

次に、当該法律に関係する既存の法令の題名が列挙される。本法案では、「憲法を検討した後」(ba‘da al-iṭṭilā‘ ‘alā al-dustūr) と述べた後、残りの法令は「～の後」(wa-‘alā～) を付けて題名が記される。憲法を除き、32 の関連法令の名が挙げられている。そのリストの後に、「～の意見を聞いた後」(ba‘da akhdh ra’y～) という表現で、内容に関係するアズハル<sup>52</sup>、国家司法評議会、国家女性会議、国家母子会議という 4 つの公的機関の名が記される。

この後、再び中央揃えで「内閣総理大臣」を主語として、「次の法律案を決定し、その条文を代議院に提出する」と記される。これ以降は、制定文に相当すると考えられる。代議院は、議会下院の名称で、2020 年末に総選挙がなされ、2021 年 1 月から新たな立法期が開始したばかりであった<sup>53</sup>。

ここには第 1 条から第 9 条までの条文が載せられ、末尾に総理大臣の名が記される。公布の月日は空欄にされている。この 9 条は、日本法でいうところの「附則」に相当すると考えられるので、以下「附則第何条」と呼ぶ<sup>54</sup>。附則第 2 条から第 6 条は関係法令の表現や名称を改める規定であり、附則第 7 条は本法案により廃止される法律や規定を、附則第 8 条は管轄する司法大臣による決定公布の期日を、附則第 9 条は施行期日を定めるものである。

附則第 1 条は、条文全体に関わる重要な規定を 3 点示している。第一に、この法案が宗教を問わず「全エジプト人」に適用されること、第二に、例外的に 1955 年末までに独自の身分法が認められた特定の宗教・宗派 (milla) はその宗教法 (シャリーア) に従い信徒の身分問題を扱うことができること、第三に、条文に規定のないものはハナフィー派の学説を優先することである。法令上、エジプトの身分法は、「ムスリム身分法」[al-Barbarī and al-‘Arabāwī 2019] と「非

ムスリム身分法」[al-Jawharī and ‘Abbās 2018] に大別される。前者は文字通りムスリムに関わるものだが、後者は、1938年に制定された「コプト正教徒身分令」などからなる。附則第1条からは、本法案がエジプト国民の統一身分法を目指して作成されたが、主要な宗教マイノリティであるキリスト教徒への配慮から、実質的にはこれまで通り「ムスリム身分法」であることが読み取れる。

これらに続いて、条文の本文が記される。条文は全194条で、3つの部(qism)に分かれ、部は編(bāb)と章(faṣl)に分かれる場合がある。構成は次の通り。

## 第1部 婚姻およびその終了の規定の構成

### 第1編 婚姻

#### 第1章 婚約(1条-5条)

#### 第2章 婚姻契約(6条-9条)

#### 第3章 婚姻が禁じられる女性(10条-14条)

#### 第4章 行為能力および後見(15条-17条)

#### 第5章 婚姻の効力および規定(18条-43条)

### 第2編 婚姻契約の終了

#### 第1章 宣言離婚(44条-54条)

#### 第2章 裁判離婚、婚姻取消および婚姻解消(55条-63条)

#### 第3章 代償離婚(64条)

#### 第4章 失踪者(65条-67条)

### 第3編 婚姻の終了の効力(68条-76条)

### 第4編 親子関係(77条-84条)

### 第5編 卑属および尊属の扶養(85条-88条)

### 第6編 監護(89条-93条)

### 第7編 エジプト家族支援保護基金(94条-102条)

## 第2部 財産後見

### 第1編 後見(103条-128条)

### 第2編 選定後見

#### 第1章 選定後見人の選任(129条-138条)

- 第2章 選定後見人の義務 (139条-149条)
- 第3章 選定後見の終了 (150条-168条)
- 第3編 行為能力制限、司法補助および不在
  - 第1章 行為能力制限 (169条-173条)
  - 第2章 司法補助 (174条-177条)
  - 第3章 不在 (178条-180条)
  - 第4章 選定後見、保佐および不在の共通規定 (181条-186条)
- 第3部 刑事罰 (187条-194条)

法案の第2部と第3部は、財産後見に関する1952年法律第119号の内容・構成をほぼ踏襲している。同法の構成は次の通り。

- 第1編 未成年者
  - 第1章 後見 (1条-26条)
  - 第2章 選定後見
    - 1 選定後見人の選任 (27条-35条)
    - 2 選定後見人の義務 (36条-46条)
    - 3 選定後見の終了 (47条-64条)
  - 第2編 行為能力制限、司法補助および不在
    - 第1章 行為能力制限 (65条-69条)
    - 第2章 司法補助 (70条-73条)
    - 第3章 不在 (74条-76条)
  - 第3編 一般規定
    - 第1章 選定後見、保佐および不在の共通規定 (77条-79条)
    - 第2章 監督人 (80条-83条)
    - 第3章 罰則 (84条-88条)

2021年法案と1952年法の違いは、1952年法では第3編「一般規定」の第1・2章であった部分が2021年法案ではその前の「行為能力制限、司法補助および



不在」の編に入り、「罰則」(al-jazā'āt)が1つの部に昇格し、「刑事罰」(al-'uqūbāt)と改称されたくらいである。これはおそらく、1952年法の時点では罰則が少額の罰金や1年以下の拘禁に限定されていたのが、法案では昨今の厳罰化の流れに乗り<sup>55</sup>、数万ポンドという高額の前金と年数制限のない拘禁を含む形になったことを反映しているのだろう。

内容的には、第1部で現行の身分法に多くの追加を施している。すでに述べたように、第1部第1編「婚姻」は、現行法になく、新たに加えられたものである。古典イスラーム法<sup>56</sup>や他のアラブ諸国<sup>57</sup>の規定を参考にしたと思われるが、そのどれとも完全には一致しない。順序としては、「婚約」(al-kih̄tba)の定義や破棄に始まり、「婚姻契約」(‘aqd al-zawāj)の方法、近親者や姻戚者など婚姻が「禁じられる女性」(al-muḥarramāt)、満18歳以上の婚姻能力、そして婚姻の成立による妻の権利などが規定される。第1部の第5章には、次に述べる2つの法律の規定が少なからず入っている。

第2編から第6編までは、1920年法律第25号と1929年法律第25号の要素を用いつつ内容を追加している。1920年法律第25号は全13条と短い、4編に分かれる。その構成は次の通り。

## 第1編 扶養料

### 第1章 扶養料および待婚期間 (1条-3条)

### 第2章 扶養料の支払不能 (4条-6条)

## 第2編 失踪者 (7条-8条)

## 第3編 瑕疵による婚姻解消 (9条-11条)

## 第4編 雑則 (12条-13条)

1929年法律第25号は、数字のみで分かれる。その構成は次の通り。

- 1 宣言離婚 (1条-5条)
- 2 夫婦間の不和および加害による裁判離婚 (6条-11条)
- 3 夫の不在または拘禁による裁判離婚 (12条-14条)

- 4 親子関係の訴え (15 条)
- 5 扶養料および待婚期間 (16 条-18 条)
- 6 婚資 (19 条)
- 7 監護の年齢 (20 条)
- 8 失踪者 (21 条-22 条)
- 9 一般規定 (23 条-25 条)

これら 2 つの法律は、夫が一方的に離婚を宣言することで離婚が成立する「宣言離婚<sup>58</sup>」(talāq) の制限や、その結果として離婚した女性が服する「待婚期間」(‘idda) とその間の「扶養料」(nafaqa)、夫の不在や加害を原因とする「裁判離婚」(taṭlīq) の手続、離婚後の未成年の子の「監護」(ḥadāna)、「親子関係」(nasab) や「婚資」(mahr) に関する訴えなど、ハナフィー派法学の規定をもとにしながら他の法学派の規定を含める工夫を込めたものである<sup>59</sup>。これら 2 つは 1985 年法律第 100 号で改正され、1920 年法の第 1 条が詳細な規定に置き換わり、1929 年法に多くの追加規定と条文表現の追加がなされた<sup>60</sup>。さらに、身分問題の訴訟手続を整備した 2000 年法律第 1 号の第 20 条で、妻が婚姻上の諸権利を放棄することで離婚を請求できる「代償離婚」(khul‘) の規定が加えられた<sup>61</sup>。2000 年法律第 1 号の構成は次の通り。

- 第 1 編 一般規定 (1 条-8 条)
- 第 2 編 身分問題に関する裁判所の権限
  - 第 1 章 種類による裁判権限 (9 条-14 条)
  - 第 2 章 区域による裁判権限 (15 条)
- 第 3 編 訴えの提起および審理
  - 第 1 章 身分後見問題 (16 条-25 条)
  - 第 2 章 財産後見問題 (26 条-51 条)
- 第 4 編 決定、判決および不服申立て (52 条-64 条)
- 第 5 編 判決および決定の執行 (65 条-79 条)

最後に、2021年法案の第1部第7編「エジプト家族支援保護基金」の規定は、家族保険制度基金の設置に関する2004年法律第11号にもとづく。この法律は、ナセル社会銀行を通じた離婚後の扶養料の支払受付と女性への給付、そして扶養料が支払われず困窮する女性のための保険金給付を定めたものであった。2021年法案では、基金の名称を変更するとともに、その機能を拡大し、離婚後の女性の保護を強化することを目指している。

以上、法案の構成上の特徴を述べてきた。個々の条文内容については、稿末の全文翻訳とアラビア語原文を参照していただきたい。なお、紙幅の都合上、今回は第76条までを掲載し、残りの第77条から第194条は次号以降に掲載する。

## おわりに

本稿では、2021年2月にエジプト政府から議会に提出された身分法案に注目し、提出までの過程と提出後の議会内外における論議や争点を上げてきた。この法案は、結果的に、女性のための法改正を後押ししてきたスィーサー大統領自身によって棚上げされ、政府でも議会でもなく、イスラーム教学機関であるアズハルに別の案を作成する指示が出された。

こうして2021年法案は、この年の会期中に「成立しなかった」。今後もこれが再び審議され、成立に向かうとは考えにくい。しかしこのことは、この法案に価値がないことを意味しない。むしろ本稿の第1・2節で示したように、この法案は、近代的な立法府が宗教に関わる法律を作成しようとするときにどこにどのような動きが見られるのか、国際的な女性の権利保護とジェンダー平等の潮流の中で宗教法にもとづく概念や規定はどこまで争われるか、イスラームの知識や解釈は誰のものだと主張されるのかなど、現代エジプトの政治・社会に潜むさまざまな論点を映し出す、歴史的資料としての価値を有している。

中でもアズハルは、独立不羈の法学者の牙城としての伝統と近代国家への従属の歴史の両方を有するが、政治状況を一変させた「2011年革命<sup>62</sup>」を契機として、アフマド・タイイブ総長の指導の下、再び国家に対する独立性を確保し

つつある<sup>63</sup>。そのアズハルも、身分法制定を通じて、これまでの政治不介入の立場を覆し、立法過程に関わらざるを得なくなっている。政治と宗教の融合は、実際に起こるのか。そしてそれが起こったときに、宗教を包含しつつもある種の「世俗性」を担保してきたエジプトの政教関係<sup>64</sup>は、どのように変化するのか。女性たちの平等な権利を訴える声に、アズハルは答えることができるのだろうか。

いつの日か新たな身分法ができたとき、「成立しなかった」今回の法案は、これらを考察する格好の材料となるだろう。近現代エジプトの身分法をめぐる長い道のりの中に、2021年法案は、確かにその足跡を残しているのである。

## 【謝辞】

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業「現代エジプトの家族法の変化と運用の研究」（20K20045）の助成を受けたものである。

---

## 【注】

- 1 中東における「身分法」は、西洋列強による植民地支配の中で、婚姻や離婚、親子関係、財産管理、相続、ワクフ（宗教的寄進）に限定して、イスラーム法にもとづく制定法として近代に形成された[Cuno 2015: 164-184]。エジプトでは、1875年刊行のムハンマド・カドリー・パシャの私家版身分法典『身分に関するシャリーア規定』[Qadrī Bāshā 2007]を皮切りに、1897年シャリーア裁判所構成・関係手続令などを経て、司法体制に関する1949年法律第141号の第13条で「人の地位および行為能力または家族制度に係る争訟および問題」と規定され、具体的には、婚約、婚姻、夫婦の権利義務、婚資、離婚、親子関係、扶養、未成年者の後見などを指し、相続や遺贈に係る争訟も含まれた[‘Abd al-Tawwāb 1982: 9]。エジプトでは、離婚と扶養料に関する1920年法律第25号、1929年法律第25号（これら2法は1985年法律第100号で改正）、離婚と訴訟手続に関する2000年法律第1号、財産管理に関する1952年法律第119号、相続に関する1943年法律第77号、遺贈に関する1946年法律第71号、ワクフに関する1946年法律第48号などの身分法関連の法律が制定されている。司法における身分法事案は上記のすべてを含むが、本稿で扱う身分法案は、婚姻と離婚、親子関係、財産管理に限定され、相続と遺贈、ワクフを含まない。19世紀エジプトの近代司法改革については、堀井[2004:

- 207-230] を、現行法の条文については、眞田・松村 [2000: 48-138] を参照のこと。
- 2 後述するように、本法案は、宗教を問わない「全エジプト人」向けとされたが、実質的には「ムスリム身分法」であった。
  - 3 エジプトの現行憲法（2014 年制定、2019 年改正）の条文は、拙稿 [竹村 2021a] を用いた。憲法規定上、「政府」（al-ḥukūma）と「内閣」（majlis al-wuzarāʾ）は互換的に用いられる。たとえば、法律提案権を定める第 122 条の第 1 項では「内閣」と呼び、第 2 項では「政府」と呼んでいる [竹村 2021a: 96]。第 146 条では、大統領が「内閣総理大臣」を指名し、この者に「政府」の組織を委任すると定める [竹村 2021a: 104]。本稿でも、憲法の用語法に合わせ、互換的に用いる。
  - 4 2021 年に始まる第 2 立法期の議会において、スィースィー大統領支持を党是とする祖国の未来党が下院の第一党となっている。
  - 5 2021 年 2 月は、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の世界的蔓延から約 1 年後で、国際的な移動が難しくなった時期である。筆者もエジプトを訪れることができずにおり、インターネットでの資料収集に依拠する部分が大きかった。
  - 6 「私たちについて」によれば (<https://www.youm7.com/AboutUs> 最終閲覧 2022 年 3 月 11 日)、2008 年に週刊紙として発行を開始し、2011 年から日刊紙となった。
  - 7 各画像の左下には、原文に押印されていたと思われる内閣総理大臣公印（中央にサラディンの鷹の図がある印）があり、その下にアラビア語で al-Yawm al-Sābi 紙のデジタルロゴが押印されている。画像右下には「Scanned with CamScanner」というスマートフォン用のスキャンアプリのロゴも見られる。
  - 8 <https://akhbarak.net/news/2021/02/23/23159408/articles/41460160/>（最終閲覧 2022 年 3 月 10 日）
  - 9 <https://www.facebook.com/Deyaarforlaw/photos/232334981928587>（最終閲覧 2022 年 3 月 10 日）
  - 10 アラビア語原文は、2022 年 3 月末までにスキャン画像をもとに確定していたが、より確実な原本を探していたところ、4 月にカイロ・アメリカ大学（The American University in Cairo）の社会調査研究所（Social Research Center）のハニア・ショルカーミー（Hania Sholkamy）博士から、国家女性会議が所蔵する公式原本を提供していただいた。記して感謝申し上げる。
  - 11 身分問題に関する訴訟の一部規則および手続の整備に関する 2000 年法律第 1 号、家族裁判所の設置に関する 2004 年法律第 10 号、家族保険制度基金の設置に関する 2004 年法律第 11 号。
  - 12 1929 年法律第 25 号の第 20 条の改正に関する 2005 年法律第 4 号、1929 年法律第 25 号の第 21 条の改正に関する 2006 年法律第 2 号、1929 年法律第 25 号の第 21・22 条の改正に関する 2017 年法律第 140 号、妻の扶養料の不払いに対する刑事罰に関する 1937 年法律第 58 号の第 293 条の改正に関する 2020 年法律第 6 号、2000 年法律第 1 号の第 47 条の改正に関する 2020 年法律第 176 号。
  - 13 英語版（<http://ncw.gov.eg/wp-content/uploads/2018/02/final-version-national-strategy-for-the-empowerment-of-egyptian-women-2030.pdf>）とアラビア語版（<http://ncw.gov.eg/wp-content/uploads/2018/02/2017-04-23-strategy-2030.pdf>）は、それぞれ国家女性会議のウェブサイト（<http://ncw.gov.eg>）から入手できる。
  - 14 英語版（[https://arabdevelopmentportal.com/sites/default/files/publication/sds\\_egypt\\_vision\\_2030.pdf](https://arabdevelopmentportal.com/sites/default/files/publication/sds_egypt_vision_2030.pdf)）とアラビア語版（<https://arabdevelopmentportal.com/sites/default/files/>

- publication/89.strtyjy\_ltnmy\_lmstdm\_rwy\_msr\_2030.pdf) は、それぞれ UNDP の Arab Development Portal (<https://arabdevelopmentportal.com/>) から入手できる。
- 15 国家女性会議の「歴史的背景」(<http://ncw.gov.eg/Page/11/خلفية-تاريخية/> 最終閲覧 2022 年 3 月 27 日)によれば、同会議は、1970 年代のアラブ社会主義者連合女性支部に始まり、1994 年の人口・開発カイロ国際会議、1995 年の第 4 回世界女性会議の北京宣言、2000 年の第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」などの世界的な女性運動の展開を背景に、2000 年法律第 90 号により、女性に関する大統領直轄の諮問機関として設置された。第 1 条において、同会議が 3 年任期の 30 人の専門家・活動家によって構成されること、第 2 条において、社会および憲法上の諸機関に対して女性に関する一般政策の提言を行うことが定められている。2011 年の「1 月 25 日革命」の混乱後、2012 年 2 月 9 日付の同年軍隊最高評議会布告第 77 号により会議の構成員が刷新され、4 年後の 2016 年 1 月 19 日付の同年大統領令第 19 号により、現在の構成員が定められた。2000 年から 2010 年までは、ムバラク大統領(当時)の妻スーザン・ムバラクが議長を務め、2012 年から 2014 年までは、元外交官のメルヴァト・タッラーウィー(1993 年から 1997 年まで駐日エジプト大使、1997 年から 1999 年まで保険・社会連帯大臣、2000 年から 2007 年まで国連事務次長)が議長を務めた。2017 年の戦略を執筆した政治学者のマーヤー・ムルスィー議長は、2012 年からの会議の構成員であった。
  - 16 マーヤー議長は女性。以下、女性の人名を述べるときは、個人名で表記する。エジプトの人名は、男女を問わず、個人名・父の名・祖父の名・一族や出身地の名といった形になり、個人名でのみ男女が識別できる。男性も本来は個人名で呼ぶべきだが、ムハンマドやアフマドなど共通する名が多いこともあり、慣例に従い、ラストネームで表記する。例) マーヤー・ムルスィー(女性)⇒マーヤー、ムハンマド・ファード(男性)⇒ファード。
  - 17 モロッコではマールク派学説をもとに 1958 年に「身分関係集成」(Mudawwana al-Aḥwāl al-Shakhṣīya)を制定したが、1990 年代末から家族法改正論議が高まり、2004 年に「家族集成」(Mudawwana al-Uṣra)を制定した[柳橋 2005: 406-407]。
  - 18 2011 年 11 月 22 日に同年社会連帯省登録第 613 号として設置された女性団体。ウェブサイトの「私たちについて」(<http://www.efuegypt.org/About.aspx> 最終閲覧 2022 年 3 月 27 日)によれば、「エジプト女性連合」の名は、20 世紀初頭の女性活動家フダー・シャアラウィーが 1923 年に設置した団体の名からとっているが、フダーの団体は 1950 年代に解散しているため、組織的な関連性はない。現在の EFU は、2011 年の「1 月 25 日革命」における女性の活動を契機として、国内の 15 の NGO が協力して設置したものである。
  - 19 「妻の扶養料は夫の収入の 25% 以上」、「未成年者の監護または扶養料の喪失を引換えとする代償離婚は成立しない」、「未成年者を監護者に引き渡さない者は 6 か月以上の拘禁または罰金に処する」、「監護権は未成年者が 18 歳に達した時に終了する」など。
  - 20 本人の公式ウェブサイトにも条文内容が掲載されていないので詳細は不明だが、全面改正を目指した案とされる[Mamdūh 2019]。2019 年 12 月 2 日の記事[Alī 2019]によれば、同議員の案は、子の養育は父母による共同養育を基本とし、未成年者は母のもとで監護を受け、扶養料を払う父のみが子に会える仕組みを作り、監護終了年齢も下げて、母が監護できない場合には父が監護に加わることができるようにするなど、多くの独自規定を備えていた。

- 21 2018年9月7日付の寄稿記事 [al-Hilālī 2018] によれば、アズハル大学比較法学教授のサアドドッディーン・ヒラーリー博士は、ファード議員が当時所属していた新ワフド党（ただし同議員はこの直後に除名処分を受けた [al-Wafd 2018]）を通じて議会委員会から国家女性会議に内容検討の問い合わせがなされ、同会議の構成員であったヒラーリー博士がこれを請け負ったが、内容はきわめて不適当で、宗教理解の無知と社会への悪影響がはなはだしいと厳しく批判している。
- 22 アブラ議員は2021年からの第2立法期でも連続当選し、親大統領の与党・祖国の未来党に所属している。2017年当時にはまだ同党は結成されていなかったが、そのもととなった親大統領の無所属議員が集まる最大党派「エジプトの支え」(Da'm Miṣr) に与していた [Ramaḍān 2017]。
- 23 エジプトポンドの為替相場は近年急激に変動している。とくに2016年11月にエジプト中央銀行は財政改革のためドルペッグ制から変動相場制へ移行し、1ドル＝約9ポンドであった為替レートを1ドル＝13ポンドの目安に変更した [金谷 2017]。公定レートが急落したため、インフレが急激に進行し、為替レートは2017年4月には1ドル＝18ポンドまで落ち込んだ [土屋 2017]。その後は1ドル＝16ポンド前後で推移していたが、2019年以降のコロナ禍による経済不況と2022年のロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けて、エジプト中銀は2022年3月22日に対ドルで14%切り下げ、再び1ドル＝18ポンド前後になった [共同通信 2022]。アブラ議員が言及する500ポンドはもとより月の扶養料としては少ないが、ドルベースに換算すると、1ドル＝9ポンドでも約56ドル、1ドル＝18ポンドでは約28ドルとなる。これを30日で割ると、前者でも日に1.85ドルで、2015年からの国際貧困ラインの1.90ドルをわずかに下回る数字であり、後者では日に0.926ドルで、1ドルを切る。
- 24 その間にもスィー・スィー大統領は、2018年7月の第6回全国青年会議で「女性の重要性は男性に劣らない、いやそれ以上だ」と述べ [al-Jāfī 2018]、同年11月にエジプトで開催された世界ユースフォーラムでも「エジプト社会の中で女性が果たす役割をさらに広げていく」と発言するなど [Egypt Today 2018]、女性活躍の旗振りを続けていた。
- 25 記事 [ʿAbd al-Hādī 2019] で伝えられたほか、アズハルの facebook 上に動画が掲載されている (<https://m.facebook.com/OfficialAzharEg/videos/2297938980489929> 最終閲覧 2022年3月27日)。
- 26 その全文は入手できていないが、これについて報じた記事 [Ayman 2019a] によれば、婚姻の全過程を法案に含め、慣習 (ʿurfī) 婚は制限するが、5年の猶予期間を与える、未成年者の国外旅行は両親または裁判官の許可を要する、離婚証明の提出を怠った夫に対する刑事罰の厳罰化、婚姻能力は両性とも満18歳からなど、女性の権利保護を十分に意識した内容になっていたようだ。
- 27 アズハル版は構成面で不完全な点が散見される。第1部の最初の2つの見出しには編番号が付いていないが、3つ目に第3編と書かれていたのでこれに合わせて補った。第7部は数字だけで編の語が付かない。おそらくこれは、参照した1952年法律第119号の構成にもとづくものであろう。第8部の見出しには数字も付かないが、そのまま数字なしで記した。
- 28 たとえば、[al-Ahrām 2019; Ayman 2019b; Nabil 2019; Raḍwān 2019] など。

- 29 スィースィー大統領もアズハルとの揉め事が一つ増えて困っていたようである [Fariq al-Tahrir 2019]。しかし 2019 年 12 月に、大統領はそれでも「女性の側につく」と宣言していた [Sa'īd 2019]。
- 30 法案起草を担った政府委員会のムハンマド・マフグーブ委員長は、草案を作成した後、国家女性会議と国家人権会議、ワクフ省、社会連帯省、高等教育省、内務省など関係する 23 の機関から意見を聴き調整したと自信を示した [Mamdūh 2021]。マフグーブは、破棄院副院長を務めた高位の裁判官で、2014 年憲法の草案を作成した「専門家委員会」の 1 人でもあった [竹村 2021a: 23, n.14]。
- 31 祖国の未来党の来歴については、拙稿 [竹村 2021b: 110-111] を参照のこと。
- 32 アブド議員は、アズハル大学とマンスーラ大学でイスラーム法学の教鞭をとり、2011 年から 14 年までアズハル大学学長を務めた。現在もイスラーム大学連盟の事務局長を務めている (<https://islamicuniversitiesleague.org/أمن-علم-الرابطة>) 最終閲覧 2022 年 3 月 22 日)。
- 33 党見は世俗主義 (madanīya) と民主主義であるが (<https://enmparty.org/أهداف-الحزب/> 最終閲覧 2022 年 3 月 29 日)、もとはアフマド・シャフィーク元首相が 2012 年 12 月に反ムスリム同胞団を基調に立ち上げたものだった [Taha 2012]。
- 34 アフマド・ムーサー司会の番組「私の責任において ('alā mas'ūliyatī)」(2021 年 2 月 23 日放映、<https://youtu.be/hSe5yld5UDs> 最終閲覧 2022 年 3 月 28 日)。
- 35 1985 年法律第 100 号による改正で大幅に条文が追加された。以下の 1920 年法律第 25 号、1929 年法律第 25 号、2000 年法律第 1 号、2004 年法律第 10 号および同第 11 号の原文については、国立印刷局から刊行された法令集 [al-Barbarī and al-'Arabawī 2019] を参照した。法令は、エジプト破棄院のウェブサイト (<https://www.cc.gov.eg/legislations>) でも検索・閲覧することができる。
- 36 2004 年第 780 号として登録された NGO で、男女平等の実現を求め、国連社会経済理事会との協議資格を得ている ([https://ecwronline.org/?page\\_id=8537&lang=ar](https://ecwronline.org/?page_id=8537&lang=ar) 最終閲覧 2022 年 3 月 25 日)。
- 37 法案第 6 条では al-walī としか書かれませんが、婚姻契約における後見人は、身分後見人や「婚姻後見」(al-wilāya 'alā al-nikāh) [柳橋 2001: 28] とも呼ばれる。エジプトの法律では「身分後見」(al-wilāya 'alā al-nafs, 1952 年法律第 118 号) と「財産後見」(al-wilāya 'alā al-māl, 1952 年法律第 119 号) は別に規定される。身分後見も、後見の一種であるので、何らかの理由で行為能力が制限された者が対象になるはずだが、1952 年法律第 118 号においても、2021 年身分法案でも、誰が身分後見の対象になるのか、どのような要件を満たした時に身分後見が終了するのか、明示されない。1952 年法律第 118 号も「身分後見の喪失」の事例に限定されたもので、身分後見人が破廉恥罪や不品行を犯した場合にその後見権が喪失・制限されることを定めるだけであった。なお、同法第 12 条によれば、身分後見人になれるのは、父、父の父、母、選定後見人およびその他管轄の機関により選任された者であり、ここには母が含まれている。
- 38 ただし、後見人がいない場合には、これに次ぐ権限を有する選定後見人が裁判所によって選任される (第 131 条)。その要件規定 (第 129 条) において、女性や母は排除されていないので、理論上、女性も選定後見人になり、未成年者の財産管理に携わることができる。それでも、自動的に後見人に認められる父と比べれば、母の立場が明らかに弱いのは確かである。
- 39 運動に携わったフダー・サッダの言による [al-Ṣadda 2021]。



- 40 た例えば、女性は「1人で旅行できない」、「子どもの転校手続きができない」、「子どもの銀行口座を開けない」、「IDカードの住所を変更するために窓口に行く」と父親か兄弟の名を書けと指示される」、「母だけでは子どものパスポートも取得できない」などの声が挙げられている [Kamāl 2021; Sayf al-Naṣr 2021]。
- 41 WMF は、公式ウェブサイトの「私たちについて」によれば、1995年に女性の研究者と活動家を中心となってアラブ女性の否定的な表象や認識を変えるために作り出されたネットワークである (<https://www.wmf.org/en/about-us/> 最終閲覧 2022年3月25日)。
- 42 「後見は私の権利キャンペーンについて」 (<https://www.wmf.org/project/حملة-الولاية-حقي/> 最終閲覧 2022年3月28日)。
- 43 女性弁護士のガワーヒル・ターヒルは、この問題は「21世紀に存在すべきでないもの」であり、男女の権利平等を謳う憲法規定(第11条)からしても「いずれ違憲の申立てがなされるだろう」と示唆した [Sayf al-Naṣr 2021]。
- 44 ADEW は 1987年 第 3528 号として登録された NGO で、都市周辺部の貧困女性を支援する活動をしてきた (<https://www.msme.gov.eg/ar/ADEW/Pages/default.aspx> 最終閲覧 2022年3月25日)。
- 45 クルアーンの 2 章 233 節の「母親は子のことで苦しめられることはなく、父親もまた、(苦しめられることは) ない」 [中田 2014: 66-67] を引用している。
- 46 イスラーム研究院は、アズハルに付属する高等研究所であり、アズハル再編に関する 1961 年法律第 103 条の第 15 条で規定される。同条は、研究院のウェブサイトにも転載されている (<https://www.azhar.gov.eg/magmaa/الرئيسية-من-نحن/> 最終閲覧 2022年3月25日)。アズハルの内部構造は、[小杉 1986] を参照のこと。
- 47 2019 年アズハル版身分法提案では、監護権者の順位は第 99 条で規定され、父は「6 位」(①母、②母の母、③姉妹、④母の姉妹、⑤父の姉妹、⑥父) に位置づけられる。これは、父を 16 位までの女性近親者リストに入れず、その次の「17 位」に定めた 1929 年法律第 25 条 (1985 年改正) の第 20 条の規定とも異なる。
- 48 法案第 58 条の規定は、1971 年および 1980 年の憲法第 2 条「イスラームのシャリーアの諸原則は、立法の主要な源泉である」の導入後の 1985 年法律第 100 号で追加されたものであり、すでにこの点を乗り越えているはずであるが、政治主導で行われた法改正に対して宗教界に不満が残っていたのかもしれない。同条に関連して重い連帯責任を負わされる婚姻公証人 (ma'dhūn) から、「シャリーアにない規定だ」と不満の声が出されていた [Ramaḍān 2021a]。
- 49 国営テレビ局で放映されたスィーサー大統領の演説内容を YouTube で視聴することができる (<https://www.youtube.com/watch?v=sQxqUW15Hbg> 最終閲覧 2022年3月29日)。身分法関連は動画の 8 分のあたりから 5 分半ほど続く。
- 50 スィーサー大統領は演説の中で 18 歳未満の未成年者の婚姻を禁じる特別法を別途制定することを指示しており、バドル議員はこの件を進めることも明言していた [Ramaḍān 2021c]。実際、2022 年 4 月には、無所属女性議員のアミーラ・アーディリーが「未成年者の婚姻撲滅」法案を議会に提出した [Gharīb 2022]。
- 51 1952 年以前の王政期には、国王の称号や名が用いられた。たとえば、イギリス保護下のエジプト・スルターン国時代の 1920 年法律第 25 号は、「われらエジプトのスルターンは」 (naḥnu sulṭān Miṣr) とし、1922 年の独立によるエジプト王国時代に制定された 1929 年法律第 25 号は、「われらエジプト国王フアード 1 世は」 (naḥnu

- Fu'ād al-Awwal malik Miṣr) とする。共和制下の公布文では、大統領の名は冒頭には現れず、制定文末尾に記される。
- 52 これが事実であれば、アズハルは政府からの諮問には答えていたことになる。
- 53 上院（元老院）も 2020 年末に選出・任命されていたが、2019 年憲法改正による設置後初めて構成されたため、まず議院内規を策定し、2021 年 3 月 5 日によろやく初会議を行った [Ta'lab, Gharīb, and Badr 2021a]。そうした事情もあつてか、本法案の議論に上院は何も関わっていない。
- 54 全 194 条からなる条文のことを、附則第 1 条では、al-qānūn al-murāfaq（「付属された法律」の意）と表現し、本則の第 87 条では、附則のことを「この法律の公布条文」（mawādd iṣḍār hadhā al-qānūn）と述べる。以下の翻訳では、これらをそれぞれ本則と附則と訳す。
- 55 2021 年 8 月に成立したセクシュアル・ハラスメント罪の厳罰化の法改正については、拙稿 [竹村 2021b] を参照のこと。
- 56 ムハンマド・カドリ・バシャの『身分に関するシャリーア規定』[Qadrī Bāshā 2007] では、第 1 部第 1 章「婚姻」は、10 の編に分かれ、第 1 編「婚姻に先立つ事柄」、第 2 編「婚姻の要件、柱および規定」、第 3 編「イスラーム法上の婚姻障害ならびに婚姻を許される女性および婚姻を禁じられる女性」、第 4 編「婚姻の後見」、第 5 編「婚姻の委任」、第 6 編「能力」、第 7 編「婚資」、第 8 編「啓典の民の女性の婚姻および夫婦または一方のイスラーム改宗後の夫婦の規定」、第 9 編「有効に成立しない婚姻および効力が停止された婚姻」、第 10 編「婚姻の証明および承認」という構成であった。
- 57 シリアとチュニジアの身分法、1985 年統一アラブ身分法案、1992 年非ムスリム国家ムスリム身分法案については [眞田・松村 2000] を、モロッコ家族法については、[柳橋 2005] を参照のこと。
- 58 古典イスラーム法の家族規定を整理した柳橋 [2001] は、ṭalāq を「一方的離婚」、khuḷ' を「身請け離婚」と訳し、邦語文献では相当程度定着してきているが、本稿では、現代の法律という性格を考慮して、訳語を再検討した。2021 年法案では、夫からの一方的な離婚の宣言による ṭalāq、妻からの裁判所への離婚請求による ṭatliq、妻からの権利放棄と代償支払いによる khuḷ' の 3 種の離婚が認められる。これらを「○○という方法による離婚」の意味で「○○離婚」に統一し、「宣言離婚」、「裁判離婚」、「代償離婚」と訳した。それぞれ法案の第 45・46・47・51・52・53・54 条と、第 55・56 条、第 64 条で規定される。ṭalāq は、国際私法の分野などで「タラーク離婚」と表記することもある [ex. 大村 2020]。文脈によって、「離婚」全般を指すこともある。khuḷ' の原義は「脱ぐこと」で、クルアーンの 2 章 187 節「彼女たちはおまえたちの衣であり、おまえたちは彼女たちの衣である」[中田 2014: 58] に由来し [Ibn Manzūr n.d.: 1232]、同 2 章 229 節「彼女が贖ったものは彼ら二人にとって罪ではない」[中田 2014: 66] を根拠とする、妻からの離婚請求方法である。現代エジプトの離婚の実態を調査した Sonneveld [2012: 92-95] によれば、女性たちは khuḷ' を求める裁判において、しばしば自身が婚姻時に受け取った金額よりも多くを夫に支払うことを余儀なくされていた。この点を加味して、単なる権利の「放棄」ではなく、「代償」の訳語を充てた。
- 59 1920 年法律第 25 号と 1929 年法律第 25 条の制定時の時代状況と狙い、タハイユル (takhayyur, 異なる法学派の学説の取捨選択) については、[Esposito and Delong-Bas 2001: 49-58; 堀井 2004: 211, 217-224] を参照のこと。

- 60 1985 年法律第 100 号の制定経緯と、ほぼ同じ内容であったが、諸事情から廃止された 1979 年法律第 44 号については、[Fawzy 2004; 岩崎 2004] を参照のこと。
- 61 代償離婚の実態については、[Sonneveld 2012]、映画に表現された代償離婚の社会的イメージについては、[後藤 2019: 162-164] を参照のこと。
- 62 エジプトの「2011 年革命」（エジプト革命、1 月 25 日革命ともいう）については、[鈴木 2013; 長沢 2012] を参照のこと。
- 63 長沢 [2015] によれば、アズハルは「2011 年革命」後の軍政下で成立したアズハルの組織改編に関する 2012 年法律第 13 号により、組織の独立性を得ていた。また、近年制定された 2012 年憲法（第 4 条）と 2014 年憲法（第 7 条）でも、アズハルと総長の独立性は明記されている。
- 64 エジプト憲法における政教関係の絶妙なバランスについては、拙稿 [竹村 2022] を参照のこと。

## 【参考文献】

### （日本語）

- 岩崎真紀 2004 「エジプト身分法改革と女性」『宗教研究』78(2): 467-492.
- 大村芳昭 2020 「タラーク離婚と我が国の公序」『令和元年度 重要判例解説（ジュリスト 4 月臨時増刊）』1544: 298-299.
- 金谷美紗 2016 「エジプト：変動相場制へ移行」『中東かわら版』119.  
[https://www.meij.or.jp/kawara/2016\\_119.html](https://www.meij.or.jp/kawara/2016_119.html)
- 共同通信 2022 「エジプト通貨、14%切り下げ ロシア侵攻で外貨不足、利上げも」『共同通信』3 月 22 日.
- 小杉泰 1986 「現代イスラームにおける宗教勢力と政治的対立：カイロにおけるアズハル＝フセイン複合体とサラフィー主義」『国立民族学博物館研究報告』10(4): 959-1000.
- 後藤絵美 2019 「エジプトの「家族法」」長沢栄治監修、森田豊子・小野仁美編『結婚と離婚』（イスラーム・ジェンダー・スタディーズ 1）明石書店、158-165.
- 眞田芳憲・松村明編 2000 『イスラーム身分関係法』中央大学出版部.
- 鈴木恵美 2013 『エジプト革命一軍とムスリム同胞団、そして若者たち』中央公論新社.
- 竹村和朗 2021a 「エジプト 2014 年憲法の読解：2019 年 4 月の憲法改正から」『アジア・アフリカ言語文化研究』101: 19-140.
- 2021b 「セクシュアル・ハラスメントの厳罰化—2021 年 8 月のエジプト刑法改正の内容と背景—」『高千穂論叢』56(3): 95-118.
- 2022 「エジプト憲法における国家と宗教—2014 年憲法の前文の検討を中心に—」『思想』1175: 36-58.
- 土屋一樹 2017 「エジプトの高インフレ」『中東レビュー』5: 1-16.  
[https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Periodicals/Me\\_review/pdf/201710\\_02.pdf](https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Periodicals/Me_review/pdf/201710_02.pdf)
- 長沢栄治 2012 『エジプト革命—アラブ世界変動の行方』平凡社.
- 2015 「アズハルと 2011 年エジプト革命」公開講演会「文明の変革期における宗教の役割」（於：東京国際大学国際交流研究所）レジュメ、5 月 30 日.  
[http://www.tiu.ac.jp/iict/kaken-a-islam/ronbun/アズハルと 2011 年エジプト革命：現代](http://www.tiu.ac.jp/iict/kaken-a-islam/ronbun/アズハルと2011年エジプト革命：現代)

エジプトにおける政教関係の一考察.pdf

中田考監修 2014 『日垂対訳クラーン』 作品社。

堀井聡江 2004 『イスラーム法通史』 山川出版社。

柳橋博之 2001 『イスラーム家族法—婚姻・親子・親族』 創文社。

—— 2005 「モロッコ」 柳橋博之編 『現代ムスリム家族法』 日本加除出版、399-489。

## (英語)

Cuno, Kenneth M. 2015. *Modernizing Marriage: Family, Ideology, and Law in Nineteenth- and Early Twentieth-Century Egypt*. Cairo: The American University in Cairo Press.

ECWR. 2021. “ECWR Rejects the Draft Personal Status Law.” 24 February. <http://ecwronline.org/?p=8470>

Egypt Today. 2018. “Sisi Tackles Discrimination, Religious Freedom in His Talk at WYF.” *Egypt Today*, 4 November.

Esposito, John L and Natana J. DeLong-Bas, eds. 2001. *Women in Muslim Family Law*. 2<sup>nd</sup> Edition. New York: Syracuse University Press.

Fawzy, Essam. 2004. “Muslim Personal Status Law in Egypt: the Current Situation and Possibilities of Reform Through Internal Initiatives.” *Women’s Rights and Islamic Family Law: Perspectives on Reform* (Lynn Welchman, ed.), 15-94, London and New York: Zed Books Ltd.

Sonneveld, Nadia. 2012. *Khul’ Divorce in Egypt: Public Debates, Judicial Practices, and Everyday Life*. Cairo: The American University in Cairo Press.

Taha, Rana Muhammad. 2012. “National Egyptian Movement Party Launches.” *Daily News Egypt*, 2 December.

## (アラビア語)

‘Abd al-Hādī, Shaymā’. 2019. “al-Imām al-Akbar: al-Azhar Laysa Jiha al-Tashrī’.” (アズハル総長：アズハルは立法機関ではない) *al-Ahrām*, 15 January.

‘Abd al-Ḥamīd, Samāh. 2017. “al-Nā’iba ‘Abla al-Hawārī: Taqaddamt bi-Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣiyya.” (アブラ・ハワーリー議員：私は身分法を提出した) *al-Yawm al-Sābi’*, 30 April.

‘Abd al-Qādir, Muḥammad and Muḥammad Gharīb. 2021. “<al-Jibālī> Yuḥliḥ Ta’dīlāt <al-Aḥwāl al-Shakhṣiyya> wa-<al-Shahr al-‘Aqārī> ilā al-Lijān al-Naw‘īya.” (「ギバーリー」は「身分法」と「不動産公示」を常任委員会に付託する) *al-Miṣrī al-Yawm*, 28 February.

‘Abd al-Qādir, Muḥammad, Muḥammad Gharīb, and Maḥmūd Jāwīsh. 2021. “Za’īm al-Aghlabīya bi-<al-Nuwwāb>: 37 Mādā min <al-Aḥwāl al-Shakhṣiyya> bi-ha Shubha ‘Adam Dustūrīya.” (「下院」与党代表：「身分法」には 37 の条文に違憲性の疑い) *al-Miṣrī al-Yawm*, 2 March.

‘Abd al-Qādir, Muḥammad and Ibtisām Ta’lab. 2021. “Mādhā Sayaf’ alu al-Barlamān?.. Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣiyya Yaṣṭadimu bi-<al-Sharī’a wa-al-Dustūr>.” (議会はどのようにする?…身分法は「シャリーアと憲法」と衝突する) *al-Miṣrī al-Yawm*, 4 March.

‘Abd al-Tawwāb, Mu‘awwid. 1982. *al-Wasīf fī Sharḥ Qawānīn al-Aḥwāl al-Shakhṣiyya*. (身分法註解) 2<sup>nd</sup> Ed. Cairo: ‘Ālam al-Kutub.

- al-Ahrām. 2019. “Ghaḍba Nisā’īya ḍidda Muḥāwalāt al-Masās bi-Haqq al-Mar’a fī al-Khul’ wa-Nafaqa al-‘Idda.” (代償離婚と待婚期間の扶養料に関する女性の権利を侵害する試みに対する女性の怒り) *al-Ahrām*, 18 November.
- ‘Alī, Nūr. 2019. “<al-Yawm al-Sābi> Yajrī Ajra’ Muwājaha ḥawla Mashrū’ Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya.” (本紙は身分法案をめぐるもっとも激しい対決を伝える) *al-Yawm al-Sābi’*, 2 December.
- al-‘Anānī, Amīra. 2019a. “Khāṣṣ.. Naṣṣ Qānūn al-Azhar li-l-Aḥwāl al-Shakhṣīya (1-2).” (独占入手…アズハル版身分法の条文1) *al-Dustūr*, 25 October.
- . 2019b. “Khāṣṣ.. Naṣṣ Qānūn al-Azhar li-l-Aḥwāl al-Shakhṣīya (2-2).” (独占入手…アズハル版身分法の条文2) *al-Dustūr*, 25 October.
- Ayman, Hāyḍī. 2019a. “Ahamm 11 Bundan bi-Mashrū’ Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya li-l-Ustra Yakshifu-hu al-Majlis al-Qawmī li-l-Mar’a.” (国家女性会議が明らかにした家族身分法案の最重要11条項) *al-Ahrām*, 23 January.
- . 2019b. “<al-Miṣrī li-Huqūq al-Mar’a>: Mashrū’ Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya Mutanāqid wa-Laysa la-hu ‘Ilāqa bi-Mashākil al-Ustra.” (「エジプト女性権利」：身分法案は矛盾し、家族問題と何の関係もない) *al-Ahrām*, 21 November.
- al-Barbarī, Muḥammad Sayyid Aḥmad and Sāmī ‘Abd al-Samī’ al-‘Arabāwī eds. 2019. *Qawānīn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya li-l-Muslimīn*. (ムスリム身分法) 11<sup>th</sup> Edition. Cairo: al-Maṭābi’ al-Amīriya.
- Fariq al-Tahrīr. 2019. “Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya.. Sīdām Jadīd bayna al-Azhar wa-al-Sīsī.” (身分法…アズハルとスイスイの新たな衝突) *Noonpost*, 31 December.
- Gharīb, Amal. 2017. “Ittiḥād Nisā’ Miṣr Yu’iddu Mashrū’ Qānūn Jadīd li-l-Aḥwāl al-Shakhṣīya.” (エジプト女性連合は新しい身分法案を準備する) *Sawt al-Umma*, 20 April.
- Gharīb, Muḥammad. 2021. “<Tashrī’īya al-Nuwwāb>: <al-Aḥwāl al-Shakhṣīya> <Mujammad>.. wa-al-Lajna Lā Ta’lamu ‘an-hu Shay’an.” (「下院法制」：「身分法」は「凍結された」…委員会は何も知らない) *al-Miṣrī al-Yawm*, 7 September.
- . 2022. “<Zawāj al-Aṭfāl> wa-<Hadm al-Ṭa’ām>.. amāma Majlis al-Nuwwāb.” (「児童婚」と「食料廃棄」が…代議院へ) *al-Miṣrī al-Yawm*, 3 April.
- al-Hilālī, Sa’d al-Dīn. 2018. “Mulāḥazāt ḥawla Mashrū’ Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya.” (身分法案へのコメント) *al-Ahrām*, 7 September.
- Ibn Manzūr. n.d. *Lisān al-‘Arab*. (アラブの舌) (Vol. 2: min Ḥ ilā D). Cairo: Dār al-Ma’ārif.
- al-Jālī, Muḥammad. 2018. “Rasā’il al-Ra’īs li-l-Sha’b bi-Mu’tamar al-Shabāb.” (青年会議での大統領から人民へのメッセージ) *al-Yawm al-Sābi’*, 29 July.
- al-Jawharī, Ashraf Muḥammad Riyād and Ibrāhīm Muḥammad al-‘Adl ‘Abbās, eds. 2018. *Tashrī’āt al-Aḥwāl al-Shakhṣīya li-Ghayr al-Muslimīn*. (非ムスリム身分法) 7<sup>th</sup> Edition. Cairo: al-Maṭābi’ al-Amīriya.
- Kamāl, Karīma. 2021. “al-Wilāya Haqqī.” (後見は私の権利) *al-Miṣrī al-Yawm*, 25 March.
- Mamdūh, Ranā. 2019. “Azma Ta’dīlāt <al-Aḥwāl al-Shakhṣīya>: Mashrū’āt al-Nuwwāb Mu’aṭṭala wa-al-Azhar Yataḥaddā bi-Mashrū’-hi wa-<al-‘Adl> wa-<al-Qawmī li-l-Mar’a> fī al-Ṭarīq.” (「身分法」改正の危機：議員の法案は停止、アズハルは独自案を提出、「司法省」と「国家女性会議」も近々) *Mada Masr*, 17 January.
- . 2021. Mashrū’ al-Hukūma li-<al-Aḥwāl al-Shakhṣīya>: al-Wilāya li-l-Dhukūrīya.” (政府の「身分法」案：後見は男性のみ) *Mada Masr*, 21 March.

- Muḥammad, Fāṭima. 2021a. “al-Wilāya Haqqī.. Hāshtāj ‘abra Ft̄s Būk li-Rafḍ Wilāya al-Mar’a fi Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya.” (後見は私の権利…身分法における女性の後見権拒否に対するフェイスブック上のハッシュタグ) *al-Miṣrī al-Yawm*, 15 March.
- 2021b. “al-Sīsī ‘an Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya: al-Dawla Ḥarīṣa ‘alā Qānūn Mutawāzin.” (スイススイーは身分法案について：国はバランスのとれた法律を目指す) *al-Miṣrī al-Yawm*, 21 March.
- Nabil, ‘Aṭīya. 2019. “Mashrū’ Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya: Nuwwāb wa-Nushatā’ bi-Miṣr Yarfiḍūna Mā Qaddama-hu al-Azhar bi-l-‘tibār-hi Waṣāya.” (身分法案：エジプトの議員と活動家はアズハルが提出した案を指示とみなし拒否する) *Bi Bī Sī*, 28 October.
- Qadrī Bāshā, Muḥammad. (Bassām ‘Abd al-Wahhāb al-Jābī ed.) 2007(1875). *al-Aḥkām al-Shar’īya fi al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya: ‘alā Madhhab Abī Ḥanīfa al-Nu’ mān*. (身分に関するシャリーア規定：アブー・ハニーファ・ヌウマーンの学説に従って) Beirut: Dār Ibn Ḥazm.
- Raḍwān, ‘Alā’. 2019. “Qirā’ fi Mashrū’ Qānūn al-Azhar wa-Qawānīn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya.” (アズハル版身分法提案を読む) *al-Yawm al-Sābi’*, 8 November.
- Rāghib, Muḥammad. 2017a. “Ra’īsa <al-Qawmī li-l-Mar’a> li-<al-Yawm al-Sābi’>: Nas’ā Injāz Qawānīn al-‘Unf wa-al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya wa-al-Mirāth qabla Nihāya al-‘Āmm.” (「女性会議」議長が本紙に語る：本年末までに暴力、身分、相続の法律提案を作成する) *al-Yawm al-Sābi’*, 31 January.
- 2017b. “Nanshuru Naṣṣ Mashrū’ Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya al-Muqtarah min Ittihād Nisā’ Miṣr.” (本紙はエジプト女性連合が提案する身分法案の条文を掲載する) *al-Yawm al-Sābi’*, 20 February.
- Ramaḍān, Bassām. 2021a. “Naqīb al-Ma’dhūnīn ‘an Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya: <al-Rāgel Yataḥabbasu wa-Yadfa’u 50 Alf Ginī lēh? Huwa Itgawwaz al-Ḥukūma?>.” (婚姻公証人协会会长が身分法について：「なんで男が捕まって5万ポンドも支払うんだ？ 政府と結婚でもしたのか？」) *al-Miṣrī al-Yawm*, 2 March.
- 2021b. “Risāla Ṭam’ana min Wakīl <al-Awqāf> al-Asbaq li-l-Miṣrīyīn ḥawla Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya.” (身分法についてエジプト人へ「ワクフ省」元次官から安心のメッセージ) *al-Miṣrī al-Yawm*, 3 March.
- 2021c. “<Tashrī’īya al-Nuwwāb>: al-Sīsī Wajjaha bi-an Yatawallā Shaykh al-Azhar Iṣḍār Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya.” (「下院法制」：スイススイーはアズハル総長が身分法作成を担うことを指示) *al-Miṣrī al-Yawm*, 21 March.
- Ramaḍān, Šāliḥ. 2017. “al-Nā’iba ‘Abla al-Hawārī: Saataqaddamu bi-Mashrū’ Qānūn Mutakāmil li-l-Uṣra li-<Da’m Miṣr>.” (アブラ・ハワーリー議員：家族に関する総合的法案を「エジプトの支え」に提出する) *al-Waṭan*, 12 July.
- al-Šadda, Hudā. 2021. “#al-Wilāya Haqqī.. al-Bidāya wa-al-Maghzā.” (後見は私の権利…その始まりと意義) *al-Shurūq*, 20 March.
- Sa’īd, Māryān. 2019. “Ta’ahhada al-Sīsī bi-Inṣāf al-Nisā’.. Abraz Niqāṭ al-Khilāf fi Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya.” (スイススイーは女性の側につくことを約束…身分法における最大の相違点) *al-Waṭan*, 12 December.
- Sālim, ‘Abd Allāh. 2021. “<Mukhālīf li-l-Shar’ a al-Islāmīya>.. Aḥmad Karīma Yuhājimu Mashrū’ Qānūn al-Aḥwāl al-Shakḥṣīya (Fīdiyū).” (「イスラームのシャリーアに反する」…アフマド・カリーマが身分法案を攻撃 (ビデオ)) *al-Miṣrī al-Yawm*, 25 February.

- Sayf al-Naşr, Sāra. 2021. “<#al-Wilāya\_Haqqī>.. al-Nisā’ Yarfiḍuna Ghiyāb ‘Adāla fi <al-Aḥwāl al-Shakhṣīya>.” (「#後見は私の権利」…女性は「身分法」における公正の不在を拒否する) *al-Miṣrī al-Yawm*, 16 March.
- Tāhā, Muḥammad. 2021. “<Yunṣifu li-l-Mar’a> wa-<Yaḍa’u al-Rijāl fi al-Maframa>.. Jadāl ḥawla Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya al-Jadīd.” (「女性の側につく」対「男性をミンチにする」…新身分法をめぐる争い) *al-Miṣrī al-Yawm*, 23 February.
- Ta’lab, Ibtisām. 2021a. “<Nuhūd al-Mar’a>: Ba’ḍ Bunūd <Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya> Mukhālifa li-l-Sharī’a wa-Tahdamu al-Usra.” (「女性進歩」: 「身分法」の一部条項はシャリーアに反し、家族を破壊する) *al-Miṣrī al-Yawm*, 24 February.
- 2021b. “Ḥizb al-Ḥaraka al-Waṭaniyya Yunazzimu Hiwāran Mujtama’īyan ḥawla Ta’dīlāt <al-Aḥwāl al-Shakhṣīya>.” (国民運動党は「身分法」改正に関する社会内対話を組織する) *al-Miṣrī al-Yawm*, 10 March.
- Ta’lab, Ibtisām and ‘Āṭif Badr. 2021. “Nā’iba: Ta’dīlāt Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya Taḥtāju li-Ḥiwār Mujtama’ī.” (女性議員: 身分法改正は社会内対話を必要とする) *al-Miṣrī al-Yawm*, 9 March.
- Ta’lab, Ibtisām, Muḥammad Gharīb, and ‘Āṭif Badr. 2021a. “Ta’arruf ‘alā Tafāṣīl al-Yawm al-Awwal li-Majlis al-Shuyūkh ba’da Ghiyāb Ṭawīl.” (長い不在の後の元老院の初日についての詳報) *al-Miṣrī al-Yawm*, 5 March.
- 2021b. “al-Ḥaraka al-Waṭaniyya: Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya al-Ḥālī Wuḍi’a mundhu 100 Sana.. wa-Yaḥtāju li-l-Taghayyur.” (国民運動: 現行の身分法は100年前に制定された…変化が必要だ) *al-Miṣrī al-Yawm*, 13 March.
- Ta’lab, Ibtisām, Muḥammad ‘Abd al-Qādir, and ‘Āṭif Badr. 2021. “Nā’iba: Qānūn al-Aḥwāl al-Shakhṣīya Yastawjibu ‘Aqd Jalasāt li-l-Ḥiwār al-Muġtama’ī ma’a Jamī’ al-Jihāt.” (女性議員: 身分法はあらゆる機関との社会内対話の実施を必要とする) *al-Miṣrī al-Yawm*, 11 March.
- al-Wafd. 2018. “Faṣl Nā’ib al-Umrāniyya Muḥammad Fu’ād min Ḥizb al-Wafd.” (ウムラーニーヤ選出のムハンマド・フアード議員をワフド党から除名) *al-Wafd*, 11 September.
- al-Waṭan. 2019. “al-Nā’iba ‘Abla al-Hawārī: Mashrū’i Sayāḥallu 80% min Mushkilāt al-Aḥwāl al-Shakhṣīya.” (アブラ・ハワーリー議員: 私の法案は身分問題の80%を解決する) *Hunna al-Waṭan*, 29 June.

## <凡例>

以下では、2021 年身分法案の全 194 条の全訳とアラビア語原文を提示する。解説に記したように、最終的に底本としたのは、国家女性会議が所蔵する公式原本である。

条文は、日本語、アラビア語の順で記される。日本語の条番号の右には、すみつき括弧（【 】）の中に、内容を簡潔にまとめた見出しを付した。当該条文に関連する法律がある場合には、すみつき括弧の右に丸括弧を付し、関連する法律の制定年と条文番号を示した。1920 は 1920 年法律第 25 号、1929 は 1929 年法律第 25 号（これら 2 法は 1985 年法律第 100 号による改正を受けている）、1952 は 1952 年法律第 119 号、2000 は 2000 年法律第 1 号、2004 は 2004 年法律第 11 号をそれぞれ指す。また、2019 年のアズハル版身分法案は、法律ではないが、その重要性を考慮して、アと表記して、丸括弧内に含めている。

原文の形式に即し、部や編の題名は、中央揃えて太字にし、条文番号を太字にしている。条文中の項は、文頭を一字下げ（アラビア語ではスペース 2 つ分）にして区別している。本法案には、第 a 項、第 b 項といったイレギュラーな表記もあるが、そのまま訳している。アルファベット順は、英語であれば a, b, c となるが、法案では、アラビア語の「いろは」に相当するアブジャディーヤの順番に従い、a, b, j, d, h, w, z と並べられる。日本語読者には馴染みの薄いものではあるが、アラビア語の記載に則った形で訳出する。

### ○凡例

#### 第 X 条【見出し】（ア: 1）

婚約とは……

مادة (X)

الخطبة هي ……



身分法の公布に関する

法律案に関する

内閣総理大臣令

قرار رئيس مجلس الوزراء

بمشروع قانون

بإصدار قانون الأحوال الشخصية

内閣総理大臣は、

憲法の検討後、ならびに、

刑法、

民法、

刑事手続法、

民事・商事訴訟法、

民事・商事証拋法、

扶養料および一部身分問題に関する 1920 年法律第 25 号、

一部身分規定に関する 1929 年法律第 25 号、

相続の規定に関する 1943 年法律第 77 号、

相続および遺贈問題において適用を要する法律に関する 1944 年法律第 25 号、

公証に関する 1947 年法律第 68 号、

身分後見の喪失の場合の決定に関する 1952 年法律第 118 号、

財産後見の規定に関する 1952 年法律第 119 号、

行政執行に関する 1955 年法律第 208 号、

1963 年法律第 61 号の公布による公的機構法、

不動産公示の整備に関する 1964 年法律第 114 号、

ナセル社会銀行と呼称する公的機構の設置に関する 1971 年法律第 66 号、

国の一般予算に関する 1973 年法律第 53 号、

政府決算に関する 1981 年法律第 127 号、

身分証書に関する 1994 年法律第 143 号、

1996 年法律第 12 号の公布による児童法、

1999 年法律第 17 号の公布による商法、  
2000 年法律第 1 号の公布による身分問題に関する訴訟の一部規則および手続  
の整備法、  
2003 年法律第 12 号の公布による労働法、  
2003 年法律第 88 号の公布による中央銀行および金融通貨機関庁法、  
2004 年法律第 10 号の公布による家族裁判所の設置法、  
家族保険制度基金の設置に関する 2004 年法律第 11 号、  
2016 年法律第 81 号の公布による市民サービス法、  
2018 年法律第 2 号の公布による包括的健康保険法、  
国家女性会議の構成に関する 2018 年法律第 30 号、  
2019 年法律第 148 号の公布による社会保険年金法、  
国家母子会議に関する 1988 年法律第 54 号に関する大統領令、  
1955 年 1 月 10 日付エジプト官報に掲載された 1955 年司法大臣令第 2 号の公布  
による婚姻公証人令、および、  
1955 年司法大臣令第 3 号の公布による任用公証人令の検討後、ならびに、  
高貴なるアズハルの意見を聴いた後、  
国家司法評議会の意見を聴いた後、  
国家女性会議の意見を聴いた後、  
国家母子会議の意見を聴いた後、  
内閣の承認後、

رئيس مجلس الوزراء؛

بعد الاطلاع على الدستور؛

وعلى قانون العقوبات؛

وعلى القانون المدني؛

وعلى قانون الإجراءات الجنائية؛

وعلى قانون المرافعات المدنية والتجارية؛

وعلى قانون الإثبات في المواد المدنية والتجارية؛

وعلى القانون رقم 25 لسنة 1920 بشأن أحكام النفقة وبعض مسائل الأحوال الشخصية؛

وعلى القانون رقم 25 لسنة 1929 شأن بعض أحكام الأحوال الشخصية؛

- و على القانون رقم 77 لسنة 1943 بشأن أحكام المواريث؛  
و على القانون رقم 25 لسنة 1944 ببيان القانون الواجب التطبيق في مسائل المواريث والوصايا؛  
و على القانون رقم 68 لسنة 1947 بشأن التوثيق؛  
و على القانون رقم 118 لسنة 1952 بشأن حالات لسلب الولاية على النفس؛  
و على القانون رقم 119 لسنة 1952 بشأن أحكام الولاية على المال؛  
و على القانون رقم 208 لسنة 1955 بشأن الحجز الإداري؛  
و على قانون الهيئات العامة الصادر بالقانون رقم 61 لسنة 1963؛  
و على القانون رقم 114 لسنة 1964 بشأن تنظيم الشهر العقاري؛  
و على القانون رقم 66 لسنة 1971 بإنشاء هيئة عامة باسم بنك ناصر الاجتماعي؛  
و على القانون رقم 53 لسنة 1973 بشأن الموازنة العامة للدولة؛  
و على القانون رقم 127 لسنة 1981 بشأن المحاسبة الحكومية؛  
و على القانون رقم 143 لسنة 1994 بشأن الأحوال المدنية؛  
على قانون الطفل الصادر بالقانون رقم 12 لسنة 1996؛  
و على قانون التجارة الصادر بالقانون رقم 17 لسنة 1999؛  
و على قانون تنظيم بعض أوضاع وإجراءات التقاضي في مسائل الأحوال الشخصية الصادر بالقانون رقم 1 لسنة 2000؛  
و على قانون العمل الصادر بالقانون رقم 12 لسنة 2003؛  
و على قانون البنك المركزي والجهاز المصرفي والنقد الصادر بالقانون رقم 88 لسنة 2003؛  
و على قانون إنشاء محاكم الأسرة الصادر بالقانون رقم 10 لسنة 2004؛  
و على القانون رقم 11 لسنة 2004 بإنشاء صندوق نظام تأمين الأسرة؛  
و على قانون الخدمة المدنية الصادر بالقانون رقم 81 لسنة 2016؛  
و على قانون التأمين الصحي الشامل الصادر بالقانون رقم 2 لسنة 2018؛  
و على القانون رقم 30 لسنة 2018 بتنظيم المجلس القومي للمرأة؛  
و على قانون التأمينات الاجتماعية والمعاشات الصادر بالقانون رقم 148 لسنة 2019؛  
و على قرار رئيس الجمهورية بالقانون رقم 54 لسنة 1988 بشأن المجلس القومي للأمومة والطفولة؛  
و على لائحة المأذونين الصادر بقرار وزير العدل رقم 2 لسنة 1955 المنشور في الوقائع المصرية في 10 يناير سنة 1955؛  
و على لائحة الموثقين المنتدبين الصادرة بقرار وزير العدل رقم 3 لسنة 1955؛  
و بعد أخذ رأي الأزهر الشريف؛

وبعد أخذ رأي مجلس القضاء الأعلى؛  
وبعد أخذ رأي المجلس القومي للمرأة؛  
وبعد أخذ رأي المجلس القومي للأُمومة والطفولة؛  
وبعد موافقة مجلس الوزراء.

次の法律案を決定し、  
その条文を代議院に提出する。

قرر

مشروع القانون الآتي نصه، يقدم إلى مجلس النواب:

(第 1 条)

本則の規定は、全エジプト人に適用する。1955 年 12 月 31 日まで組織的宗教司法機関を有していた宗派および宗教に属する非ムスリムのエジプト人との身分法に関する争訟については、公の秩序に反しない限りにおいて、これらの者のシャリーアの規定を準用する。

条文に規定がないものは、イマーム・アブー・ハニーファの学説を優先する。

(المادة الأولى)

تسري أحكام القانون المرافق على جميع المصريين، وتسري في المنازعات المتعلقة بالأحوال الشخصية بين المصريين غير المسلمين المتحدي الطائفة والملة الذين كان لهم جهات قضائية ملية منظمة حتى 31 ديسمبر سنة 1955 - أحكام شريعتهم - فيما لا يخالف النظام العام.  
ويعمل فيما لم يرد به نص بأرجح الأقوال من مذهب الإمام أبي حنيفة.

(第 2 条)

身分問題に関する訴訟の一部規則および手続の整備に関する 2000 年法律第 1 号の附則第 1 条第 2 項には、第 6・7 号が加えられる。その条文は次の通り。  
六 妻、離婚した女性または女性監護者およびその下にいる未成年者への暫定扶養料の支払命令。請求の要件を満たす場合には、請求の提出の日から多くとも 15 日以内に、その支出が課された者に対してこれを発すること

ができる。命令は即時の執行を要し、管轄する家族裁判所によって扶養料支払いが言い渡される。この命令に対する不服申立てを認めない。

命令は、判決の言渡しの日から3か月以内に扶養料請求の訴えが提起されなかった、または訴えの却下に関する判決が言い渡されたもしくはいかなる理由によっても争訟が消滅した場合には、効力を失う。

七 認められた面会手段の変更。直接または電子的かを問わず、利害関係人の発言を聞いた後に決定される。

#### (المادة الثانية)

يضاف إلى الفقرة الثانية من المادة الأولى من مواد إصدار القانون رقم 1 لسنة 2000 بتنظيم بعض أوضاع وإجراءات التقاضي في مسائل الأحوال الشخصية بندان برقمي (6، 7) نصهما كالآتي:  
6- فرض نفقة مؤقتة للزوجة أو المطلقة أو الحاضنة وصغارها على المكلف بالإنفاق، في حال استحقاق النفقة، وتوافر شروطها، خلال خمسة عشر يوماً على الأكثر من تاريخ تقديم الطلب، ويكون الأمر واجب النفاذ فوراً إلى أن يحكم لها بالنفقة من محكمة الأسرة المختصة. ولا يجوز التظلم من هذا الأمر.  
ويسقط الأمر إذا لم ترفع الدعوى بطلب النفقة خلال ثلاثة أشهر من تاريخ صدوره أو الحكم برفض الدعوى أو زوال الخصومة لأي سبب.  
7- استبدال وسيلة الروية المقضي بها سواء كانت مباشرة أو إلكترونية بعد سماع أقوال ذوي الشأن.

#### (第3条)

暫定案件裁判官としての家族裁判所長は、本則の規定の定めによりその権限に加えられた扶養料の訴えについて、裁判所に訴えが提起された暫定扶養料の支払請求を審理しなければならない。この規定は、判決の言渡しが遅延された訴えには適用されない。これらの訴えについては、前条に規定された暫定扶養料について発された命令に対する不服申立てが認められない場合を除き、この法律の施行前に有効な規定に従う。

#### (المادة الثالثة)

على رئيس محكمة الأسرة بصفته قاضياً للأمر الوقتية أن يفصل في طلبات النفقة المؤقتة المنظورة أمامه بدعوى النفقة، التي أصبحت بمقتضى أحكام القانون المرافق من اختصاصه، ولا يسري هذا الحكم على الدعاوى المؤجلة للنطق بالحكم فيها فتبقى خاضعة للنصوص السارية قبل العمل بهذا القانون فيما عدا جواز التظلم من الأمر الصادر بالنفقة المؤقتة المشار إليه بالمادة السابقة.

#### (第 4 条)

2004 年法律第 10 号の公布による家族裁判所設置法の第 6 条第 1 項は、次の条文に代える。

和解が認められない身分の訴え、ならびに扶養料、手当およびこれらに類するものの訴え、急速審理の訴え、執行に関する紛争、ならびに暫定命令を除き、家族裁判所が管轄する身分問題の訴えの提起を望む者は、管轄する家族間紛争調停所に調停申立書を提出しなければならない。

#### (المادة الرابعة)

يستبدل بنص الفقرة الأولى من المادة (6) من قانون إنشاء محاكم الأسرة الصادر بالقانون رقم 10 لسنة 2004

النص الآتي:

في غير دعاوى الأحوال الشخصية التي لا يجوز فيها الصلح، ودعاوى النفقات والأجور وما في حكمهما، والدعاوى المستعجلة، ومنازعات التنفيذ، والأوامر الوقتية، يجب على من يرغب في إقامة دعوى بشأن إحدى مسائل الأحوال الشخصية التي تختص بها محاكم الأسرة، أن يقدم طلباً لتسوية النزاع إلى مكتب تسوية المنازعات الأسرية المختص.

#### (第 5 条)

本則の規定に従い設置されるエジプト家族支援保護基金は、2000 年法律第 1 号の公布による身分問題に関する訴訟の一部規則および手続の整備法に規定されたあらゆる権限について、2004 年法律第 11 号により設置された家族保険制度基金に代位する。新基金にはあらゆる権利が移転され、新基金はあらゆる義務を履行する。旧基金の職員は、異動の日において確定される職位および俸給に応じて新基金に異動する。

「エジプト家族支援保護基金」の名称は、他の法律および命令のいずれにおいても「家族保険制度基金」の名称に代わる。

#### (المادة الخامسة)

يحل صندوق دعم ورعاية الأسرة المصرية المنشأ وفقاً لأحكام القانون المرافق محل صندوق نظام تأمين الأسرة المنشأ بالقانون رقم 11 لسنة 2004 في جميع الاختصاصات المنصوص عليها في قانون تنظيم بعض أوضاع وإجراءات التقاضي في مسائل الأحوال الشخصية الصادر بالقانون رقم 1 لسنة 2000، وتؤول إليه كافة الحقوق، ويلتزم بجميع الالتزامات، وينقل العاملون فيه بحسب الأوضاع الوظيفية والمزايا المالية المقررة لهم في تاريخ النقل.

وتستبدل عبارة "صندوق دعم ورعاية الأسرة المصرية" بعبارة "صندوق نظام تأمين الأسرة"، أينما وردت في القوانين والقرارات الأخرى.

### (第 6 条)

2000 年法律第 1 号の公布による身分問題に関する訴訟の一部規則および手続の整備法に、第 17 条追加として次の条文が追加される。

婚姻または離婚および身分法の第 20 条の規定により生ずる効力のいずれかに関して家族裁判所に提起された訴えは、原告が民事・商事訴訟法の第 280 条に従い、婚姻または離婚の証書に判決の確定証明書を添付し、執行手続が追行された後に、管轄する家族裁判所の執行部にこの訴えを行った場合には、受理されない。

### (المادة السادسة)

يضاف إلى قانون تنظيم بعض أوضاع وإجراءات التقاضي في مسائل الأحوال الشخصية الصادر بالقانون رقم 1 لسنة 2000 مادة جديدة برقم 17 مكرراً على النحو الآتي:  
لا تقبل الدعوى المقامة أمام محكمة الأسرة بالنسبة لأي من الآثار المترتبة على الزواج أو الطلاق والمبينة بالمادة (20) من قانون الأحوال الشخصية، إذا لجأ المدعي بشأنها إلى إدارة التنفيذ المختصة بمحكمة الأسرة بعد تذييل وثيقة الزواج أو الطلاق بالصيغة التنفيذية عملاً بالمادة (280) من قانون المرافعات المدنية والتجارية، واتخاذ إجراءات التنفيذ.

### (第 7 条)

扶養料および一部身分問題に関する 1920 年法律第 25 号、一部身分規定に関する 1929 年法律第 25 号および財産後見規定に関する 1952 年法律第 119 号は、廃止する。2000 年法律第 1 号の公布による身分問題に関する訴訟の一部規則および手続の整備法の第 17 条第 1・2 項、第 18 条第 2 項、第 19 条および第 20 条は、廃止する。1996 年法律第 12 号の公布による児童法の第 54 条第 2 項は、廃止する。家族保険制度基金の設置に関する 2004 年法律第 11 号は、廃止する。

本則の規定に反するすべての条文は、廃止する。

### (المادة السابعة)

يلغى القانون رقم 25 لسنة 1920 الخاص بأحكام النفقة وبعض مسائل الأحوال الشخصية، والقانون رقم 25 لسنة 1929 الخاص ببعض أحكام الأحوال الشخصية، والقانون رقم 119 لسنة 1952 بأحكام الولاية على المال، وتلغى الفقرتان الأولى والثانية من المادة (17)، والفقرة الثانية من المادة (18)، والمادة (19)، والمادة (20) من قانون تنظيم بعض أوضاع وإجراءات التقاضي في مسائل الأحوال الشخصية الصادر بالقانون رقم 1 لسنة 2000، وتلغى الفقرة الثانية من المادة (54) من قانون الطفل الصادر بالقانون رقم 12 لسنة 1996، ويلغى القانون رقم 11 لسنة 2004 بإنشاء صندوق نظام تأمين الأسرة.  
كما يلغى كل نص يخالف أحكام القانون المرافق.

### (第 8 条)

司法大臣は、本則の規定の執行に必要な決定を、法律の公布の日から3か月以内に公布する。命令が公布されるまでの間、この法律の施行時に有効な命令の適用を続ける。ただし、この法律の規定に反する場合は、この限りでない。

### (المادة الثامنة)

يصدر وزير العدل القرارات اللازمة لتنفيذ أحكام القانون المرافق خلال ثلاثة أشهر من تاريخ إصداره، وإلى أن تصدر القرارات المشار إليها يستمر العمل بالقرارات السارية وقت صدور هذا القانون، بما لا يتعارض مع أحكامه.

### (第 9 条)

この法律は、官報に掲載され、掲載の翌日から施行する。

### (المادة التاسعة)

ينشر هذا القانون في الجريدة الرسمية، ويعمل به من اليوم التالي لتاريخ نشره.

内閣総理大臣

2021/ /

ムスタファー・カマル・マドブリー (博士)

رئيس مجلس الوزراء

2021/ /

دكتور / مصطفى كمال مدبولي



## 身分法

### قانون الأحوال الشخصية

#### 第1部 婚姻およびその終了の規定の構成

##### القسم الأول: تنظيم أحكام الزواج وانتهائه

#### 第1編 婚姻

##### الباب الأول: الزواج

#### 第1章 婚約

##### الفصل الأول: الخطبة

#### 第1条【婚約の定義】（ア:1）

婚約とは、男性による女性との婚姻の約束をいう。婚約は、婚姻契約により生ずる効力を生じない。

#### مادة (1)

الخطبة هي وعد بزواج رجل بامرأة، ولا يترتب عليها ما يترتب على عقد الزواج من آثار.

#### 第2条【婚約の破棄】（ア:2）

a) 一方の当事者が婚約を破棄したまたは死亡した場合には、男性婚約者またはその相続人は、婚姻契約の締結前に支払った婚資、または現物を返還できないときは受領の日におけるその価額の返還を請求することができる。婚約贈呈品は、別段の合意または慣習がない限り、婚資に含まれない。

b) 女性婚約者が婚資の全部または一部により家具を購入した後に、男性婚約者が婚約を取り止めた場合には、女性婚約者は、婚資の返還と購入した家具または購入時の価額の引渡しのいずれかの選択権を有する。

#### مادة (2)

أ) إذا عدل أحد الطرفين عن الخطبة أو مات، فللخاطب أو ورثته أن يسترد المهر في حالة أدائه قبل إبرام عقد الزواج، أو قيمته يوم القبول إن تعذر رد عينه، ولا تعد الشبكة من المهر إلا إذا اتفق على غير ذلك، أو جرى

العرف باعتبارها منه.

(ب) إذا اشترت المخطوبة بمقدار مهرها أو ببعضه جهازًا، ثم عدل الخاطب، فلها الخيار بين إعادة المهر، أو تسليم ما تم شراؤه من الجهاز أو قيمته وقت الشراء.

### 第3条【一方的な婚約の破棄】(ア:3)

両当事者の一方が理由なく婚約を破棄した場合には、その者には、相手方に与えたものの返還を請求する権利はない。婚約の破棄が相手方当事者の理由による場合には、相手方に与えたものについて、現存する場合には現物の、または請求日におけるその価額の返還を請求することができる。ただし、慣習により消費に供されるものは、この限りでない。

#### (3) مادة

إذا عدل أحد الطرفين الخطبة بغير سبب، فلا حق له في استرداد شيء مما أهداه للآخر، وإن كان العدول بسبب من الطرف الآخر، فله أن يسترد ما أهداه إن كان قائمًا، أو قيمته يوم استرداده، ويستثنى من ذلك ما جرت العادة على استهلاكه.

### 第4条【合意による婚約の破棄】(ア:4)

婚約が一方の理由によらず、両当事者の合意により終了した場合には、各当事者は、現存する場合には相手方に与えた現物の、または請求日におけるその価額の返還を請求することができる。ただし、食事、飲物その他の消費に供されるものは、この限りでない。婚約が死亡により終了した場合には、贈答物は何一つ返還されない。

#### (4) مادة

إذا انتهت الخطبة باتفاق الطرفين بدون سبب من أحدهما، استرد كل منهما ما أهداه للآخر إن كان قائمًا، أو قيمته يوم استرداده ما لم يستهلك كالأطعمة والأشربة ونحوها، وإذا انتهت الخطبة بالوفاة فلا يسترد شيء من الهدايا.

### 第5条【婚約の破棄による賠償請求】(ア:5)

婚約の破棄は、それのみをもって賠償請求を生じない。ただし、婚約の破棄から完全に独立した危険な行為によって賠償請求の必要が生じ、かつこれに

よって身体的または精神的加害を受けた場合は、この限りでない。

#### (5) مادة

مجرد العدول عن الخطبة لا يوجب بذاته تعويضًا إلا إذا لازمته أفعال خاطئة مستقلة عنه استقلالاً تاماً ونتاج عنها ضرر مادي أو أدبي.

## 第2章 婚姻契約

### الفصل الثاني: عقد الزواج

#### 第6条【婚姻契約の定義】(ア:6)

a) 婚姻契約は、申込みと承諾により、かつ2人の証人により成立する。婚姻契約は、婚姻公証人の面前または管轄する機関において、公式に締結される。

b) 女性が能力を有しないにもかかわらず自らまたは相当の婚資なく結婚した場合には、その後見人は、婚姻契約を知った日または婚姻契約の日のいずれか近い方から1年以内に、女性に妊娠または出産が生じていないことを条件として、床入り前の婚姻契約の取消を裁判所に請求する権利を有する。

能力ある夫は、妻に対して訴えが提起されたいかなる場合においても、妻に相当の婚資を支払う権利を有する。婚資の支払いによって、訴えは終了する。

#### (6) مادة

أ) ينعقد الزواج بإيجاب وقبول وشاهدين، ويبرم العقد رسمياً أمام المأذون أو الجهة المختصة.  
ب) للولي الحق في المطالبة قضاءً بفسخ عقد الزواج قبل الدخول، خلال مدة لا تزيد على سنة من تاريخ العلم به أو تاريخ العقد أيهما أقرب، إذا زوجت المرأة نفسها من غير كفاء، أو من دون مهر المثل شريطة عدم وجود حمل أو إنجاب.  
ويحق للزوج الكفاء في أية حالة كانت عليها الدعوى، إكمال مهر المثل لزوجته، ويترتب على ذلك انتهاء الدعوى.

#### 第7条【婚姻の申込みと承諾】(ア:7,8)

婚姻における申込みと承諾は、両当事者が理解するいかなる言語によってもその意味が得られる表現を用いて、口頭で行われる。発話ができない場合には、書面によって代えられる。書面も難しいときは、理解可能な身振りによる。不

在者による申込みは、内容が公証された書面によって行うことができる。

申込みと承諾における要件は、次に定める。

- a) 両者は、その場で申込みと承諾を実行する。未来に行うものとせず、実現していない要件にもとづかず、期限を付さない。申込みと承諾において、公式の契約に含まれる約款以外は、有効と認めない。
- b) 承諾は、申込みに続いて明示的になされる。
- j) 両者が不在者である場合の承諾は、出席者が不在者の演説の代読から散会までの間に反対を表明しなかったときに成立する。
- d) 出席する両契約当事者または他方が不在する場合の一方当事者は、相手方の言葉を聞き、理解する。

#### مادة (7)

يكون الإيجاب والقبول في الزواج مشافهة بالألفاظ التي تفيد معناه بأية لغة يفهما الطرفان. وفي حال العجز عن النطق تقوم الكتابة مقامه، فإن تعذرت بالإشارة المفهومة، ويجوز أن يكون الإيجاب من الغائب بالكتابة الموثقة المفهومة.

ويشترط في الإيجاب والقبول:

- أ) أن يكونا منجزين في مجلس واحد، غير مضافين إلى المستقبل، ولا معلقين على شرط غير متحقق، ولا دالين على التأقيت، ولا يعتد في الإيجاب والقبول بغير ما تضمنه العقد الرسمي من شروط.
- ب) أن يحصل القبول وفق الإيجاب صراحة.
- ج) يتحقق القبول بين الغائبين متى لم يحدث من الطرف الحاضر فيما بين تلاوة خطاب الغائب وانتهاء المجلس ما يدل على الإعراض.
- د) سماع كل من العاقدين الحاضرين كلام الآخر وفهمه له، أو أحدهما إن كان الآخر غائبًا.

#### 第8条【婚姻の証人】(ア:9)

ムスリムの婚姻の証言は、2人のムスリムの証人の臨席を要する。証人は、成年に達し、理性を備え、両契約当事者の言葉を聞き、その目的が婚姻であることを理解する者であり、そのいずれの者も18歳以上でなければならない。

#### مادة (8)

يشترط في الإشهاد على زواج المسلم حضور شاهدين: مسلمين، بالغين، عاقلين، سامعين معًا كلام المتعاقدين فاهمين أن المقصود به الزواج، على ألا يقل سن أي منهما عن ثمانية عشر عامًا.

## 第9条【婚姻障害】（ア:10）

婚姻契約の成立は、女性が男性にとって永久的または一時的に婚姻が禁じられる女性でないことを要する。

### مادة (9)

يشترط لصحة عقد الزواج ألا تكون المرأة محرمة على الرجل تحريمًا مؤبدًا أو مؤقتًا.

## 第3章 婚姻が禁じられる女性

### الفصل الثالث: المحرمات

### 1 永久的に婚姻が禁じられる女性

#### أولاً: المحرمات على التأبيد

## 第10条【血縁による婚姻禁止】（ア:11）

人は、血縁関係を理由として、次の者との婚姻が禁じられる。

- a) 自己の尊属。親等を遡っても、同様とする
- b) 自己の卑属。親等を下っても、同様とする。
- j) 自己の父および母またはいずれかの卑属。親等が離れても、同様とする。
- d) 自己の祖父および祖母またはいずれかの卑属の第一世代。

### مادة (10)

يحرم على الشخص بسبب النسب:

أ) أصوله وإن علوا.

ب) فروعه وإن نزلوا.

ج) فروع أبيه وأنه أو أحدهما وإن بعدوا.

د) الطبقة الأولى من فروع أجداد وجداته أو أحدهما.

## 第11条【姻戚による婚姻禁止】（ア:12）

人は、姻戚関係を理由として、次の者との婚姻が禁じられる。

- a) 自己の尊属の妻。親等を遡っても、同様とする。
- b) 自己の卑属の妻。親等を下っても、同様とする。

- j) 自己の妻の尊属。親等を遡っても、同様とする。
- d) 有効に成立した婚姻契約において床入りを完了した妻の卑属。親等を下っても、同様とする。
- h) 有効に成立しない契約において床入りを完了した妻の尊属。親等を下っても、同様とする。

#### مادة (11)

يحرم على الشخص بسبب المصاهرة:

- أ) زوجة أصله وإن علا.
- ب) زوجة فرعه وإن نزل.
- ج) أصول زوجته وإن علون.
- د) فروع زوجته التي دخل بها دخولاً حقيقياً في عقد زواج صحيح وإن نزلن.
- هـ) أصول وفروع من دخل بها دخولاً حقيقياً في عقد غير صحيح وإن نزلن.

#### 第 12 条【授乳による婚姻禁止】（ア: 13）

a) 血縁関係を理由として禁じられるように、授乳関係を理由とする婚姻も禁じられる。

b) 婚姻の禁止は、乳母および母乳をともにした子の父から、乳兄弟姉妹およびその子孫にまで適用する。乳母の母乳のみを飲んだ男児は、乳母および母乳をともにした子の父にとって当然に息子とみなされ、この 2 人のすべての子にとって兄弟または姉妹とみなされる。

j) 姻戚関係による婚姻禁止は、授乳関係によって生ずる。

d) 授乳による婚姻禁止は、乳兄弟姉妹の生後 2 年間に、間隔をあけて 5 度の満足な授乳がされた場合でなければ、生じない。

#### مادة (12)

أ) يحرم بسبب الرضاع ما يحرم بسبب النسب.

ب) وتسري الحرمة من جهة المرضع ووالد الطفل الذي كان معه الرضاع إلى الرضيع وذريته، ويعد من رضع دون غيره ولذا للمرضع ولوالد الطفل الذي كان معه الرضاع، وأخاً أو أختاً لجميع أولادهما.

ج) تثبت حرمان المصاهرة عن طريق الرضاع.

د) لا يثبت التحريم بالرضاع إلا إذا حصل الرضاع في الحولين الأولين للرضيع، وبخمس رضعات مشبعات متفرقات.

### 第 13 条 【呪詛による婚姻禁止】

呪詛をした妻およびその娘との婚姻は、呪詛が成立した後、禁じられる。

#### مادة (13)

يحرم على الشخص زوجته التي لاعن منها بعد تمام اللعان وابتئها.

## 2 一時的に婚姻が禁じられる女性

ثانياً: المحرمات على التأقيت

### 第 14 条 【一時的な婚姻禁止】 (ア: 14)

次の婚姻は、有効に成立しない。

- a) 啓示宗教を信仰しない者との婚姻。
- b) ムスリム女性と非ムスリム男性との婚姻。
- j) 他の者の妻または他の者との待婚期間に服する妻との婚姻。
- d) 離婚した妻の姉妹との婚姻。ただし、離婚した妻の待婚期間が終了した場合は、この限りでない。
- h) 血縁関係または授乳関係がある 2 人の女性と同時に婚姻すること。これらの者との婚姻は、その関係を理由として禁じられる。
- w) 1 人の夫が同時に 4 人を超えて婚姻すること。離婚した妻は、待婚期間が終了するまで夫権に服するとみなされる。
- z) 完全に取消不能な離婚をした妻との婚姻。ただし、その女性が他の男性と有効に成立した婚姻において床入りを完了した後、待婚期間を満了した場合は、この限りでない。

#### مادة (14)

لا يصح:

أ) الزواج بمن لا تدين بدين سماوي.

ب) زواج المسلمة بغير المسلم.

ج) الزواج بزوجة الغير، أو بمعدّنة من الغير.

د) الزواج من أخت مطلقته حتى تنتهي عدتها.

ه) الجمع بين امرأتين بينهما نسب أو رضاع، يحرم زواجهما بسببه.

و) الجمع بين أكثر من أربع زوجات في عصمته، وتعتبر في العصمة من طلقت حتى تنتهي عدتها.

ز) زواج البائن بينونة كبرى ممن بانّت منه إلا بعد انقضاء عدتها من زوج آخر دخل بها دخولاً حقيقياً في زواج صحيح.

## 第 4 章 行為能力および後見

### الفصل الرابع: الأهلية والولاية

#### 第 15 条【婚姻能力】(ア: 15)

男性および女性の婚姻能力は、西暦で満 18 歳に達することにより生ずる。

#### مادة (15)

أهلية الرجل والمرأة للزواج بتمام ثمانين عشرة سنة ميلادية.

#### 第 16 条【強制・酩酊による婚姻の不成立】(ア: 16; 1929: 1)

強制された者および酩酊者による婚姻は、成立しない。

#### مادة (16)

لا ينعقد زواج المكره والسكران.

#### 第 17 条【委任による婚姻締結】(ア: 18)

公証された特別の委任により、婚姻を締結することができる。受任者は、他の者に委任することができない。

#### مادة (17)

يجوز التزويج بوكالة خاصة موثقة ولا يجوز للوكيل أن يوكل غيره.



## 第5章 婚姻の効力および規定

### الفصل الخامس: آثار الزواج وأحكامه

#### 第18条【有効に成立した婚姻の効力】（ア:20）

有効に成立した婚姻は、契約締結の時からイスラーム法で定められた効力を生ずる。

#### مادة (18)

الزواج الصحيح يترتب عليه آثاره المقررة شرعًا منذ انعقاده.

#### 第19条【約款の不成立】（ア:19）

婚姻において、婚姻の要件を否定するまたはイスラーム法で禁止されたことにあたる約款が付された場合には、約款を無効とし、契約は成立する。

#### مادة (19)

إذا اشترط في الزواج شرط ينافي مقتضاه، أو كان محرماً شرعاً، يبطل الشرط ويصح العقد.

#### 第20条【婚姻に伴う権利と義務】

婚姻証書または離婚証明書には、婚姻の成立時または終了時の夫婦双方の権利および義務を記載した附属文書が添付される。附属文書において、未成年者への扶養料、離婚時の慰謝料、待婚期間中の扶養料、授乳手当および監護手当を含む請求可能なあらゆる手当、面会権および在宅交流権、後払いの婚資、夫婦の動産、未成年者の教育費、住居および衣服の手当、出産時の未成年者の医療費、妻の意思でない婚姻関係の解消の場合において請求可能な夫が妻のためにかけた保険証券、ならびに両当事者が合意するその他の事柄について、合意することができる。

婚姻証書または離婚証明書の附属文書は、婚姻証書または離婚証明書の不可分の一部とみなされる。利害関係人は、管轄する家族裁判所の執行部に判決の確定証明書を添付して不服申立てをすることができる。この執行部は、民事・商事訴訟法の第280・281条に従い、不服申立ての提出のみにより執行手続を迫

行しなければならない。司法大臣は、附属文書の形式および必要情報の指定に関する決定を公布する。

#### مادة (20)

يرفق بوثيقة الزواج أو إشهاد الطلاق ملحق، يثبت فيه حقوق والتزامات كلا الزوجين حال انعقاد الزوجية أو عند انفصامها، يجوز الاتفاق فيه على مسائل نفقة الصغير، ونفقة المتعة، ونفقة العدة، وكافة الأجر المستحقة، منها أجر الرضاعة، وأجر الحضانة، وحق الرؤية والاستضافة، ومؤخر الصداق، ومنقولات الزوجية، ومصاريف تعليم الصغار، وأجر المسكن، والملبس، ومصاريف العلاج للصغار حال الإنجاب، ووثيقة تأمين يقدمها الزوج لصالح الزوجة تستحق حال انفصام العلاقة دون رغبة منها، أو غيرها من الأمور التي يتفق عليها الطرفان. ويعتبر ملحق وثيقة الزواج أو إشهاد الطلاق جزءًا لا يتجزأ من الوثيقة أو الإشهاد، ولذي الشأن عرضه على إدارة التنفيذ بمحكمة الأسرة المختصة لتذليله بالصيغة التنفيذية، وعلى هذه الإدارة اتخاذ إجراءات التنفيذ بموجبه وفقًا للمادتين (280، 281) من قانون المرافعات المدنية والتجارية، ويصدر وزير العدل قرارًا بتحديد شكل وبيانات الملحق.

#### 第 21 条【無効な婚姻の効力】（ア: 21）

無効な婚姻—すなわち、有効に成立しないすべての婚姻—における妻との床入りは、次の点について、有効に成立した婚姻によって生ずる効力を生ずる。

- ・婚資の完全な請求権。
- ・親子関係の成立。
- ・待婚期間に服する義務。
- ・姻戚関係による婚姻の禁止。

#### مادة (21)

يترتب على الدخول بالزوجة في الزواج الفاسد - وهو كل ما ليس صحيحًا - ما يترتب على الزواج الصحيح

من:

- استحقاق كامل المهر.
- ثبوت النسب.
- وجوب العدة.
- حرمة المصاهرة.

## 第 22 条【婚資請求権】（ア: 22）

婚姻契約に記載された婚資は、有効に成立した契約の締結のみによって当然に妻に帰属する。床入り、イスラーム法上の同室または夫の死亡によって、妻は婚資の完全な請求権を有する。床入り前またはイスラーム法上の同室の前に離婚が成立した場合には、その半分の請求権を有する。

### (22) مادة

يجب المهر المسمى في العقد للزوجة بمجرد انعقاد العقد الصحيح، ويستحق كاملاً بالدخول أو الخلو الشريعة أو الوفاة، ويستحق نصفه إذا وقع الطلاق قبل الدخول أو الخلو الشريعة.

## 第 23 条【婚資の前払いと後払い】（ア: 23）

婚資は、その全部または一部を前払いまたは後払いにすることができる。ただし、前払いおよび後払いにする分は、婚姻契約証書において特定することを要する。婚姻契約証書に記載されない婚資の前払いまたは後払いの設定は、有効とみなされない。

### (23) مادة

يجوز تعجيل المهر أو تأجيله كله أو بعضه، بشرط تحديد المعجل والمؤجل منه بوثيقة عقد الزواج، ولا يعتد بعاجله أو أجله إلا بما هو ثابت بها.

## 第 24 条【離婚時の婚資】（ア: 24）

離婚した場合には、後払いの婚資は、離婚が取消不能となったときもしくは夫の死亡、またはそのいずれか近いときに、支払われる。

### (24) مادة

إذا أطلق التأجيل في المهر انصرف إلى وقت البينونة أو الوفاة أو أيهما أقرب.

## 第 25 条【婚資は妻のもの】（ア: 26）

婚資は、純然たる妻の所有物である。妻は自ら、またはこれを委任する者により、婚資を受領する。

### (25) مادة

المهر ملك خالص للزوجة، تقبضه بنفسها، أو من تفوضه في ذلك.

## 第 26 条【妻による婚資の放棄】（ア: 25）

成年に達し、理性を備え、熟慮を備えた妻は、婚資の全部または一部を放棄することができる。

### مادة (26)

للزوجة البالغة العاقلة الرشيدة أن تسقط المهر كله أو بعضه.

## 第 27 条【妻による婚資の贈与】（ア: 27）

妻が夫に自己の婚資の半分以上を贈与した場合において、床入りまたはイスラム法上の同室の前の離婚が生じたときは、夫は、婚資の受領後であっても、妻に何一つ求償することができない。妻の贈与が婚資の半分に満たない場合には、半分までの残額を求償することができる。

### مادة (27)

إذا وهبت الزوجة لزوجها نصف مهرها أو أكثر، ولو بعد القبض، فلا يجوز له الرجوع عليها بشيء في الطلاق قبل الدخول أو الخلوة الشرعية، فإن كان ما وهبته أقل من النصف رجع عليها بما يكمل النصف.

## 第 28 条【死の病における婚資】（ア: 28）

死の病にある男性が相当を超える婚資によって婚姻した場合には、超過分に遺贈の規定を適用する。

### مادة (28)

إذا تزوج الرجل في مرض موته بأكثر من مهر المثل يجري على الزيادة حكم الوصية.

## 第 29 条【夫婦の動産の帰属】（ア: 31）

夫婦の動産は、契約締結時に夫婦双方が書面によって合意したすべてのものを対象とし、両当事者が書面によって別段の合意をしない限り、純然たる妻の所有物である。婚姻契約の附属文書には、動産の目録の写しを添付することができる。

家族裁判所は、夫婦の動産に関するすべての争訟を独占的に管轄する。

### مادة (29)

منقولات الزوجية هي كل ما اتفق الزوجان عليه كتابة وقت العقد، وهي ملك خالص للزوجة ما لم يتفق الطرفان

على خلاف ذلك كتابة، ويجوز إرفاق صورة من قائمة المنقولات بملحق عقد الزواج. وتختص محكمة الأسرة دون غيرها بكافة المنازعات المتعلقة بها.

### 第 30 条【夫婦の動産の用益】（ア: 32）

夫婦は、生存中、婚姻生活が続く限り、夫婦の動産を用益することができる。

#### مادة (30)

للزوجين أن ينتفعا بمنقولات الزوجية حال حياتهما، ما دامت الزوجية قائمة.

### 第 31 条【妻の扶養料】（ア: 33; 1920: 1）

妻の扶養料は、食糧、衣類、住居、医療費およびその他イスラーム法で定めるものからなる。

#### مادة (31)

نفقة الزوجة هي: الغذاء، والكسوة، والمسكن، ونفقات العلاج، وغير ذلك مما يقضي به الشرع.

### 第 32 条【妻の扶養料の支払義務】（ア: 34; 1920: 1）

妻の扶養料は、妻が夫にその身をまかせた場合には、有効に成立した契約の日から夫が支払義務を負う。妻が裕福であったとしても、同様とする。

#### مادة (32)

تجب النفقة للزوجة على زوجها من تاريخ العقد الصحيح إذا سلمت نفسها إليه ولو حكما حتى لو كانت موسرة.

### 第 33 条【妻の扶養料の算定】（ア: 38; 1929: 16）

妻の扶養料は、妻に請求権が生じた時の夫の資力または貧窮の状態に応じて算定される。ただし、貧窮の状態における扶養料は、充足限度を下回ってはならない。夫の収入は、あらゆる証明方法によって立証される。

#### مادة (33)

تقدر نفقة الزوجة بحسب حال الزوج وقت استحقاقها يسراً أو عسراً، على ألا تقل النفقة في حال العسر، عن حد الكفاية، ويثبت دخل الزوج بكافة طرق الإثبات.

### 第 34 条【扶養料の増減】（ア: 39）

扶養料は、夫の資力または貧窮の状態の変化により、増加または減少させることができる。増加または減少の開始は、訴えが提起された日からとする。

#### مادة (34)

تجوز زيادة النفقة ونقصها بتبديل حال الزوج يسراً أو عسراً، ويكون بدء الزيادة أو نقصها من تاريخ رفع الدعوى.

### 第 35 条【妻の扶養料は夫の債務】（ア: 40; 1920: 1）

妻の扶養料は、夫が支払義務を負う支出を止めた日から夫の債務とみなされ、裁判または相互の同意によって中断されない。妻の扶養料は、書面によって証明された弁済または債務免除によらなければ、消滅しない。

訴えを提起した日から西暦で 1 年を超える過去の期間に関する扶養料の訴えは、相互の同意によって算定されない限り、受理されない。相互の同意は、夫の承認、公証または書面にされた証言によって立証される。

#### مادة (35)

تعتبر نفقة الزوجة من تاريخ الامتناع عن الإنفاق الواجب دينياً على الزوج بلا توقف على القضاء بها أو التراضي عليها، ولا تسقط إلا بالأداء أو الإبراء الثابتين بالكتابة.  
ولا تقبل دعوى النفقة عن مدة ماضية تزيد على سنة ميلادية سابقة على تاريخ رفع الدعوى، ما لم تكن مقدرة بالتراضي، ويثبت التراضي بإقرار الزوج أو التوثيق أو الكتابة المشهد عليها.

### 第 36 条【裁判官による扶養料支払命令】（ア: 41; 1929: 16）

身分問題に関する訴訟の一部規則および手続の整備に関する 2000 年法律第 1 号の第 71・72 条およびこの法律の第 99 条の規定に反しない限りにおいて、裁判官は、次の事柄を行うことができる。

- a) 支払不能その他の理由により夫が妻の扶養料を支払うことができない場合において、妻が自ら支出を負担できるときは、裁判官は、妻に充足限度の扶養料を算定し、妻が自ら扶養料を支出することを許可する。妻が支出した扶養料のすべては、夫の債務となる。

- b) 妻が財産を有さないときは、婚姻していない場合に扶養する義務を負う者が、算定された充足限度の扶養料を与えなければならない。この者は、夫に対する求償権を有する。
- j) 裁判または相互の同意による妻の扶養料の支払命令は、妻が必要時に望む者から借り入れる権利を認める。妻に貸し付けた者は、夫に対する求償権を有する。

### مادة (36)

مع عدم الإخلال بأحكام المادتين (71، 72) من القانون رقم 1 لسنة 2000 بتنظيم بعض أوضاع وإجراءات التقاضي في مسائل الأحوال الشخصية، ومادة (99) من هذا القانون، يكون للقاضي:

(أ) إذا تعذر على الزوجة الحصول على نفقتها من الزوج بسبب الإعسار أو غيره، وكان لها ما يمكن الإنفاق منه، أن يقدر لها نفقة الكفاية، ويأذن لها بأن تنفق على نفسها، ويكون مجموع ما تنفقه ديناً على الزوج.

(ب) وإن لم يكن لها مال، وجب على من تجب نفقتها عليه عند عدم الزواج إعطاؤها نفقة الكفاية المقدرة، ويكون له حق الرجوع على الزوج.

(ج) وفرض النفقة للزوجة قضاء أو رضاً يبيح لها حق الاقتراض ممن تشاء عند الحاجة، ويكون للمقرض حق الرجوع على الزوج.

### 第 37 条【妻の外出と扶養】（ア: 46; 1920: 1）

イスラーム法で許される場合において妻が婚姻の住居から外出することは、妻が扶養料を喪失する理由とみなされない。

### مادة (37)

لا يعتبر سبباً لسقوط نفقة الزوجة خروجها من مسكن الزوجية في الأحوال التي يباح فيها ذلك شرعاً.

### 第 38 条【夫の破産による婚姻解消】（ア: 37）

夫が支払不能となった場合において、妻がその害が自己に及ぶことから裁判離婚を請求し、裁判官が妻を離婚させたときは、妻は扶養料を請求できない。

### مادة (38)

إذا أعسر الزوج وطلبت زوجته التطليق لتضررها من ذلك، وطلقها القاضي، فلا تستحق نفقة.

### 第 39 条【妻の扶養料の先取特権】（ア: 42; 1920: 1）

妻の扶養料の債務は、夫の全財産について先取特権を有し、その他のすべての債権者の順位に優先する。妻の扶養料の債務は、裁判手数料および国庫納付金の支払いより前に弁済される。

#### مادة (39)

يكون لدين نفقة الزوجة امتياز على جميع أموال الزوج، وتقدم مرتبته على سائر الديون، ويستوفى قبل سداد المصروفات القضائية والمبالغ المستحقة للخرانة العامة.

### 第 40 条【夫による扶養料控除】

夫は、扶養料に関する確定判決を言い渡された後、判決により確定された扶養料から暫定扶養料として支払った分を控除することができる。

夫または離婚した男性の実収入について、政府系または非政府系かを問わず、その者が勤務する機関に、常用雇用者または臨時雇用者が有するすべての財産上の権利（職務給、基本給、追加手当、諸手当）を含めた情報の提出を命ずる裁判所の決定または通達は、執行力を有する。夫もしくは離婚した男性が勤務する機関、または本人が経営者である場合には夫もしくは離婚した男性のいずれかは、裁判所の決定または通達を受領した日から 15 日以内に、自己の収入を証憑するために前述の情報を提出しなければならない。

#### مادة (40)

للزوج بعد صدور الحكم النهائي بالنفقة أن يسقط قدرها ما أداه من النفقة المؤقتة مما حكم به عليه نهائيًا من نفقة. ويكون قرار أو تصريح المحكمة بإحضار بيان بالدخل الحقيقي للزوج أو المطلق من جهة عمله سواء أكانت حكومية أم غير حكومية، شاملاً كافة ما يتقاضاه الموظف أو العامل من حقوق مالية (أجر وظيفي - أجر أساسي - أجر مكمل - أجر متغير) واجب التنفيذ، وتلتزم جهة عمل الزوج أو المطلق أو يلتزم أي منهما إذا كان هو صاحب العمل بتسليم البيان المشار إليه للمصرح له بذلك خلال خمسة عشر يومًا من تاريخ استلام قرار أو تصريح المحكمة.

### 第 41 条【妻による扶養料控除】（ア: 44; 1920: 1）

妻が自己の扶養料の債権を夫に対する債務から控除することを請求した場合には、夫が同意しなかったとしても、その請求は認められる。妻に対する債



権を超える額の扶養料の支払判決を言い渡された夫は、充足限度を超えて支払った分に限り、債権と債務の相殺手続を請求することができる。

**مادة (41)**

إذا طلبت الزوجة احتساب دين نفقتها من دين عليها لزوجها أجببت إلى طلبها، ولو لم يرز الزوج بذلك، ويجوز للزوج المحكوم عليه بنفقة تزيد على مقدار ما له من دين على زوجته طلب إجراء المقاصة بينهما، فيما زاد عن حد الكفاية.

**第 42 条【妻の扶養料の保証】（ア: 45）**

a) 妻に対する過去の扶養料の保証は、有効に成立する。

b) 現在および将来の扶養料の保証も、裁判もしくは相互の同意によって課されたまたはその後に課されなかったかを問わず、有効に成立する。

**(42) مادة**

أ) تصح الكفالة بالنفقة الماضية للزوجة.

ب) تصح الكفالة كذلك بالنفقة الحاضرة والمستقبلية، سواء فرضت بالتقاضي أو بالتراضي، أو لم تفرض بعد.

**第 43 条【婚姻関係の証明】（ア: 47; 2000: 17）**

a) 婚姻関係の証明および承認の訴え、ならびに婚姻が公式の証書によって証明されない場合の婚姻契約から生じた訴えは、否認された場合には、受理されない。ただし、これらの訴えと同一の場合における裁判離婚または婚姻取消の訴えは、その婚姻が何らかの書面によって証明されるときは、受理される。

b) 婚姻関係の証明の訴えは、夫または妻のいずれかの年齢が訴えの提起の時に西暦で 18 歳に満たない場合には、受理されない。

**مادة (43)**

أ) لا تقبل عند الإنكار دعوى إثبات الزوجية والإقرار بها، والدعوى الناشئة عن عقد الزواج، ما لم يكن الزواج ثابتًا بوثيقة رسمية، ومع ذلك تقبل دعوى التطليق أو الفسخ بحسب الأحوال دون غيرها إذا كان الزواج ثابتًا بأية كتابة.

ب) لا تقبل دعوى إثبات الزوجية إذا كانت سن أي من الزوج أو الزوجة تقل عن ثماني عشرة سنة ميلادية وقت

رفع الدعوى.

## 第2編 婚姻契約の終了

الباب الثاني: انتهاء عقد الزواج

### 第1章 宣言離婚

الفصل الأول: الطلاق

#### 第44条【婚姻契約の終了】(ア:48)

婚姻契約は、宣言離婚、裁判離婚、代償離婚もしくは婚姻取消および婚姻解消または死亡により、終了する。

مادة (44)

ينتهي عقد الزواج بالطلاق أو بالتطليق أو بالخلع أو بالفسخ والتفريق أو بالوفاة.

#### 第45条【夫による宣言離婚】(ア:50)

a) 宣言離婚は、夫によらなければ、成立せず、取り消されない。

b) 夫は、委任の日から60日に限り有効な婚姻事案に関する公式の委任によらなければ、他の者に宣言離婚を委任することができない。

مادة (45)

أ) لا يقع الطلاق ولا تتحقق الرجعة إلا من الزوج.

ب) لا يجوز للزوج تفويض غيره في الطلاق إلا بوكالة رسمية في الأمور الزوجية تسري لمدة سنتين يومًا من

تاريخ صدور التفويض.

#### 第46条【宣言離婚の成立要件】(ア:51; 1929: 2, 4)

a) 宣言離婚の成立は、夫が理性を備え、自発的に選択し、自己の発言を意識し、離婚の語を発することを意図し、その意味を知覚する者であること、宣言離婚がその場で実行されること、および離婚宣言が宣誓または何らかの行為の負担もしくは放棄を意図していないことを要する。

b) 宣言離婚は、発話者がその語によって宣言離婚を意図していた場合でなければ、暗示的文言によって成立しない。この場合における発話者の意図は、離婚した男性の承認によらなければ、立証されない。

j) 発話できない者による宣言離婚は、その旨を意図した書面によって成立する。発話および書面による意思表示ができない者による宣言離婚は、意思を表示する身振りによって成立する。

**(46) مادة**

أ) يشترط لوقوع الطلاق أن يكون الزوج عاقلًا، مختارًا، واعيًا ما يقول، قاصدًا النطق بلفظ الطلاق، عالمًا بمعناه، وأن يكون الطلاق منجزًا، ولم يقصد به اليمين، أو الحمل على فعل شيء أو تركه.  
ب) لا يقع الطلاق بألفاظ الكناية، إلا إذا نوى المتكلم بها الطلاق، ولا تثبت النية في هذه الحالة إلا بإقرار المطلق.  
ج) يقع الطلاق من العاجز عن الكلام بالكتابة التي يقصد بها إيقاعه، ومن العاجز عن الكلام والكتابة بإشارته المفهومة.

**第 47 条【宣言離婚時の妻の要件】（ア: 52）**

妻に対する宣言離婚の成立は、妻が有効に成立した婚姻による者であり、かつ待婚期間に服していないことを要する。

**(47) مادة**

يشترط لوقوع الطلاق على الزوجة أن تكون في زواج صحيح، وغير معتدة.

**第 48 条【離婚の取消可能と取消不能】（ア: 49）**

- a) 離婚は、取消可能と取消不能の 2 種類からなる。
- b) 取消可能な離婚は、待婚期間の満了後でなければ婚姻関係を終了させない。
- j) 取消不能な離婚は、離婚の成立後、ただちに婚姻関係を終了させる。

**(48) مادة**

أ) الطلاق نوعان: رجعي، وبائن.  
ب) الطلاق الرجعي: لا ينهي الزوجية إلا بانقضاء العدة.  
ج) الطلاق البائن: ينهي الزوجية فور وقوعه.

**第 49 条【不完全に取消不能な離婚】（ア: 75）**

不完全に取消不能な離婚は、ただちに婚姻関係を終了させる。これにより離婚した男性は、離婚した女性の待婚期間中およびその後、離婚した女性の同意による新たな契約および婚資によって、この女性と再婚することができる。

#### مادة (49)

الطلاق البائن بينونة صغرى ينهي الزوجية في الحال، وللمطلق أن يتزوج مطلقته في العدة وبعدها بعقد ومهر جديدين برضاها.

#### 第 50 条【完全に取消不能な離婚】（ア: 76）

完全に取消不能な離婚は—3 回の離婚宣言を完了したのものとして—、ただちに婚姻関係を終了させる。これにより離婚した男性は、離婚した女性が他の者と結婚し、床入りを完了した後、婚姻契約の終了の理由のいずれかにより婚姻を解消し、待婚期間を満了した後でなければ、この女性と再婚することができない。

#### مادة (50)

الطلاق البائن بينونة كبرى - وهو المكمل للثلاث - ينهي الزوجية في الحال، ولا تحل له إلا بعد أن تتزوج بأخر يدخل بها دخولاً حقيقياً، ثم يفارقها بأحد أسباب انتهاء عقد الزواج، وتنتهي عدتها منه.

#### 第 51 条【宣言離婚の 1 回分】（ア: 57; 1929: 3）

複数の表現または身振りを組み合わせた宣言離婚は、1 回分としてのみ成立する。一度に連続してまたは複数行われた場合も、同様とする。

口頭の宣言離婚は、公式の機関において両当事者が承認した場合には、法律上の効力を生ずる。

#### مادة (51)

الطلاق المقترن بعدد لفظاً أو إشارة لا يقع إلا واحدة، وكذلك المتتابع أو المتعدد في مجلس واحد. ويرتب الطلاق الشفوي أثره قانوناً حال إقرار الطرفين به أمام جهة رسمية.

#### 第 52 条【宣言離婚は取消可能な離婚】（ア: 58; 1929: 5）

すべての宣言離婚は、床入り前の離婚を除き、取消可能な離婚として成立する。床入り前の離婚は、取消不能な離婚として成立する。財産補償を伴う離婚、3 回の離婚宣言を完了した離婚およびこの法律において取消不能な離婚と定める離婚も、同様とする。

**مادة (52)**

كل طلاق يقع رجعيًا إلا الطلاق قبل الدخول، فإنه يقع بانئنا، وكذلك الطلاق على بدل مالي، والطلاق المكمل للثلاث، وما نص عليه كونه بانئنا في هذا القانون.

**第 53 条【宣言離婚・離婚取消の公証】**（ア: 54; 1929: 5 追）

宣言離婚は、管轄する公証人の前で公証されない限り、婚姻および相続のすべての権利に関して法律上の効力を生じない。

離婚取消は、管轄する公証人の前で待婚期間中に公証され、待婚期間の満了前に離婚した妻に宣言されない限り、婚姻のすべての権利に関して法律上の効力を生じない。

夫および公証人の両者は、待婚期間の満了前に妻に離婚取消を宣言し、離婚取消証明書を一部引き渡さなければならない。待婚期間の満了後に離婚の取消を宣言することは、法律上の効力を何一つ生じない。

離婚が不完全に取消不能または完全に取消不能である場合には、離婚した男性は、離婚が成立した日から 1 週間以内に、管轄する公証人の前で離婚を公証しなければならない。公証人は、離婚した女性本人に離婚を宣言し、公証の日から 2 週間以内に、離婚証明書を一部引き渡さなければならない。

**مادة (53)**

الطلاق لا يترتب أثره قضاءً بالنسبة لكافة لحقوق الزوجية والميراث إلا إذا تم توثيقه أمام الموثق المختص. ولا ترتب الرجعة أثرها قضاءً بالنسبة لكافة الحقوق الزوجية إلا إذا تم توثيقها أمام الموثق المختص أثناء عدة الزوجة وتم إعلانها بها قبل انتهاء عدتها.

وعلى كل من الزوج والموثق إعلان الزوجة بالرجعة لشخصها وتسليمها نسخة من إشهاد مراجعتها قبل انتهاء عدتها، ولا يترتب على إعلانها بعد انتهاء عدتها أي أثر قانوني.

وإذا كان الطلاق بانئنا ببنونة صغرى أو ببنونة كبرى يلتزم المطلق بتوثيقه أمام الموثق المختص خلال أسبوع من تاريخ وقوعه، وعلى الموثق إعلان المطلقة به لشخصها وتسليمها نسخة من إشهاد الطلاق خلال أسبوعين من تاريخ توثيقه.

**第 54 条【離婚宣言の回数消滅】**（ア: 56）

取消不能な離婚によって離婚した女性が他の者と婚姻した場合には、その者

との床入りによって、前夫による離婚宣言の回数は、3回の離婚宣言で離婚されなかったとしても、消滅する。前夫がこの女性と再婚したときは、新たに離婚宣言を3回することができる。

#### مادة (54)

إذا تزوجت المطلقة البائنة بأخر زالت بالدخول طلاقات الزوج السابق، ولو كانت دون الثلاث، فإن عادت إليه فله عليها ثلاث طلاقات جديدة.

## 第2章 裁判離婚、婚姻取消および婚姻解消

### الفصل الثاني: التطلاق والفسخ والتفريق

#### 第55条【扶養料の不払いによる裁判離婚】（ア: 59; 1920: 4, 5）

妻は、請求権を有する扶養料の支払いを夫が止めたことを理由として、裁判離婚を請求することができる。夫に明らかな財産がある場合には、その財産から扶養料を支払う判決が言い渡される。夫が支払わなかったときは、裁判官は、夫に対して離婚を命ずる。

夫に明らかな財産がなく、かつ支払不能も証明されない状態においてあくまで支出しなかった場合には、裁判官は、夫に対してただちに離婚を命ずる。

夫が支払不能である場合には、裁判官は、90日以下の支払期日を設定する。夫が支出しなかったときは、裁判官は、夫に対して離婚を命ずる。

本条の規定は、扶養料を支払うことができない収監者に適用する。

#### مادة (55)

للزوجة طلب التطلاق بسبب امتناع الزوج عن النفقة المستحقة، فإن كان للزوج مال ظاهر نفذ عليه الحكم بالنفقة في ماله، فإن امتنع طلق عليه القاضي.

فإن لم يكن مال ظاهر ولم يثبت إعساره وأصر على عدم الإنفاق طلق عليه القاضي في الحال.

فإذا كان معسرًا ضرب له القاضي أجلًا لا يجاوز تسعين يومًا، فإن لم ينفق طلق عليه القاضي.

وتسري أحكام هذه المادة على المسجون الذي يعسر بالنفقة.

#### 第56条【加害による裁判離婚】（ア: 61; 1929: 6, 7, 8, 9; 2000: 19）

a) 妻は、夫から婚姻生活の維持が不可能になるほどの加害を受けた場合には、

裁判離婚を請求することができる。裁判離婚が請求され、加害が証明され、裁判官が和解の提示後に両者の関係を修復できなかつたときは、裁判官は、裁判所が選任する2人の仲裁人の意見を聴いた後、離婚判決を言い渡す。あらゆる場合において、仲裁人の受任期間は90日を超えることができない。

b) 前項に規定された期日に反しない限りにおいて、裁判所は、法律により2人の仲裁人を選任することを要する裁判離婚の訴えにおいて、夫婦双方に、遅くとも次の仲裁期日までに、一可能な限り一各自の親族から仲裁人を指名させなければならない。仲裁人は、その役目を誠実かつ真摯に遂行することを宣誓する。夫婦のいずれかが仲裁人を指名しなかつた、または仲裁人が出廷しなかつた場合には、裁判所が仲裁人を選任する。

j) 2人の仲裁人は、次の仲裁期日までに出席し、選任を受け、両者が合意できる結論を出す。仲裁人の意見が一致しなかつた、またはいずれかが出席しなかつた場合には、裁判所は、仲裁人による宣誓の後、双方または出席した仲裁人の発言を聞く。

d) 裁判所は、2人の仲裁人が出した結論またはいずれかの仲裁人の発言を聴き、訴状に記載されるその他の事項を考慮することができる。

#### مادة (56)

أ) إذا ادعت الزوجة إضرار الزوج بها إضراراً لا يستطيع معه دوام العشرة بينهما، جاز لها طلب التطلق، فإن طلبت التطلق وثبت الضرر وعجز القاضي عن الإصلاح بينهما بعد عرض الصلح عليهما حكم بالتطلق، بعد أخذ رأي حكيمين تنديبهما المحكمة، وفي جميع الأحوال لا يجوز أن تزيد مدة مهمة الحكيمين على تسعين يوماً.

ب) مع عدم الإخلال بالميعاد المشار إليه بالفقرة السابقة، في دعاوى التطلق التي يوجب فيها القانون ندب حكيمين يجب على المحكمة أن تكلف كلا من الزوجين بتسمية حكم من أهله - قدر الإمكان - في الجلسة التالية على الأكثر لـحلفا اليمين بأن يقوموا بالمأمورية بصدق وأمانة، فإن تقاعس أيهما عن تعيين حكمه أو تخلف عن حضور هذه الجلسة عينت المحكمة حكماً عنه.

ج) على الحكيمين المثل أمام المحكمة في الجلسة التالية لتعيينهما ليقررا ما خلاصا إليه معاً، فإن اختلفا أو تخلف أيهما عن الحضور تسمع المحكمة أقوالهما أو أقوال الحاضر منهما بعد حلف اليمين.

د) للمحكمة أن تأخذ بما انتهى إليه الحكمان أو بأقوال أيهما، أو بغير ذلك مما تستقيه من أوراق الدعوى.

## 第 57 条【裁判所による和解】(2000: 18)

裁判所は、宣言離婚または裁判離婚の訴えにおいて、夫婦間の和解に努め、和解ができなかった後でなければ、訴えを審理することができない。夫婦に子がいる場合には、裁判所は、少なくとも 2 回は和解を提示しなければならない。回と回の間は、30 日以上 90 日以下の期間を空ける。

2 回目の和解の場を知りながら正当な理由なく出廷しなかった者は、和解を拒否したとみなされる。

### مادة (57)

لا يجوز للمحكمة أن تفصل في دعاوى الطلاق والتطليق إلا بعد أن تبذل جهداً في محاولة الصلح بين الزوجين، فإن عجزت عن ذلك، وكان للزوجين ولد، وجب على المحكمة أن تعرض الصلح مرتين على الأقل، تفصل بينهما مدة لا تقل عن ثلاثين يوماً، وما تزيد على ستين يوماً.  
ويعد من تخلف عن حضور جلسة الصلح الثانية مع علمه بغير عذر مقبول رافضاً للصلح.

## 第 58 条【夫の婚姻歴の申告】(ア: 61; 1929: 11 追)

a) 夫は、婚姻証書において自己の社会的状態を承認しなければならない。既婚者である場合には、その承認において、自己の夫権に服する 1 人または数人の妻の名および住所を記さなければならない。公証人は、配達証明付き内容証明郵便により、新たな婚姻を妻に通知しなければならない。

b) 夫が新たに婚姻した妻は、婚姻生活の維持が不可能になるほどの身体的または精神的加害を受けた場合には、婚姻契約において自分以外の者と婚姻しない旨の約款を付していなかったとしても、夫に離婚を請求することができる。新たな妻も、夫が既婚者であることを知らずに婚姻し、その後に既婚者であることが判明した場合には、裁判離婚を請求することができる。裁判官は、両者の関係を修復できなかったときは、取消不能な離婚として、夫に離婚を命ずる。

j) この理由により裁判離婚を請求する妻の権利は、新たな婚姻を知った日から 1 年の経過後、または新たな婚姻に明示的もしくは黙示的に同意したときに、消滅する。妻の離婚請求権は、夫が新たに婚姻するごとに更新される。

### مادة (58)

أ) على الزوج أن يقر في وثيقة الزواج بحالته الاجتماعية، فإن كان متزوجاً فعليه أن يبين في الإقرار اسم



الزوجة أو الزوجات اللاتي في عصمته ومحال إقامتهن، وعلى الموثق إخطارهن بالزواج الجديد بكتاب مسجل مقرون بعلم الوصول.

ب) للزوجة التي تزوج عليها زوجها أن تطلب الطلاق منه إذا لحقها ضرر مادي أو معنوي يتعذر معه دوام العشرة بينهما، ولو لم تكن قد اشترطت عليه في العقد ألا يتزوج عليها، وكذلك للزوجة الجديدة أن تطلب التطلاق إذا لم تكن تعلم أنه متزوج بسواها ثم تبين أنه متزوج، فإذا عجز القاضي عن الإصلاح بينهما طلقها عليه طلاقة بانئة.

ج) يسقط حق الزوجة في طلب التطلاق لهذا السبب بمضي سنة من تاريخ علمها بالزواج بأخرى، أو رضائها بذلك صراحة أو ضمناً. ويتجدد حقها في طلب التطلاق كلما تزوج بأخرى.

### 第 59 条【夫の不在による裁判離婚】（ア: 62; 1929: 12, 13）

夫が正当な理由なく 6 か月以上不在した場合において、妻が夫の不在により加害を受けたときは、妻が支出することができる財産を夫が残していたとしても、妻は裁判所に裁判離婚を請求することができる。

不在者への郵便配達が可能である場合には、裁判所は、夫に 3 か月以下の期日を設定し、夫が妻との同居に復するか、妻の同意により妻を夫の居住地に移動させるか、または妻を離婚しなければ、裁判上の離婚を命ずることを通知する。夫が対応しないもしくは認容される理由を示さない、または夫の居住地に通知を配達することができないまま期日が経過したときは、裁判所は、裁判離婚によって両者の間の婚姻を解消する。

#### مادة (59)

أ) إذا غاب الزوج ستة أشهر فأكثر بلا عذر مقبول، جاز لزوجته أن تطلب من المحكمة تطليقها إذا تضررت من مجرد غيبته، ولو كان له مال تستطيع الإنفاق منه.

ب) إن أمكن وصول الرسائل إلى الغائب، ضربت له المحكمة أجلاً لا يزيد عن ثلاثة أشهر، وأعدت إليه بأنها ستطلقها عليه إن لم يحضر للإقامة معها، أو ينقلها إلى حيث يقيم برضاها، أو يطلقها، فإذا انقضى الأجل ولم يفعل ولم يبد عذراً مقبولاً أو تعذر الوصول لمحل إقامته، فرقت المحكمة بينهما بتطليقة.

### 第 60 条【夫の拘禁による裁判離婚】（ア: 63; 1929: 14）

3 年以上の自由刑に服する確定判決が言い渡された被拘禁者の妻は、妻が支出することができる財産を夫が残していたとしても、6 か月の拘禁の経過後、

加害による裁判離婚を裁判所に請求することができる。

**مادة (60)**

لزوجة المحبوس المحكوم عليه نهائيًا بعقوبة مقيدة للحرية لمدة ثلاث سنين فأكثر أن تطلب من المحكمة بعد مضي ستة أشهر من حبسه التطلق للضرر، ولو كان له مال تستطيع الإنفاق منه.

**第 61 条【婚姻取消と婚資請求権】**（ア: 66）

床入り前の婚姻取消は、婚資を消滅させる。床入り後の婚姻取消は、その女性に婚姻契約に記載された婚資を与えることを要する。

**مادة (61)**

فسخ الزواج قبل الدخول يسقط المهر، وفسخه بعد الدخول يوجب للمرأة المهر المسمى في العقد.

**第 62 条【瑕疵による婚姻取消】**（ア: 67; 1920: 9, 11）

a) 夫婦の各自は、相手方に快癒できないまたは長期の療養を要する瑕疵があることを見つけ、その加害が相手との同居を不可能とする場合には、瑕疵が婚姻契約の前からあったが婚姻取消請求者がそれを知らなかった、または契約の後に生じ婚姻取消請求者がそれに同意しなかったかを問わず、婚姻取消を請求することができる。

b) 瑕疵を知った上で婚姻を完了した、または婚姻契約後に瑕疵が生じたが明示的もしくは黙示的に瑕疵に同意した場合には、裁判所は、婚姻取消の請求を受理しない。この場合において、婚姻取消を請求する理由となる瑕疵の状況について、専門家の知見を仰ぐことができる。

**مادة (62)**

أ) لكل من الزوجين أن يطلب الفسخ إذا وجد بالآخر عيبًا لا يمكن البرء منه، أو يمكن بعد زمن طويل ولا يمكن البقاء معه إلا بضرر، سواء أكان ذلك العيب قائمًا قبل العقد ولم يعلم به الطالب أم حدث بعد العقد ولم يرض به.

ب) فإن تم الزواج مع العلم بالعيب، أو حدث العيب بعد العقد ورضي به صراحة أو دلالة بعد العلم، فلا تقبل المحكمة طلب الفسخ، ويستعان بأهل الخبرة في معرفة العيوب التي يطلب فسخ الزواج بسببها.

### 第 63 条【裁判離婚の取消不能性】（ア: 68）

裁判官が命ずるすべての離婚は、この法律の第 64 条の規定に従い、取消不能な離婚として成立する。

#### مادة (63)

كل طلاق يوقعه القاضي يقع بانئنا، مع مراعاة ما نصت عليه المادة (64) من هذا القانون.

## 第 3 章 代償離婚

### الفصل الثالث: الخلع

### 第 64 条【代償離婚の定義】（ア: 69; 2000: 18, 19, 20）

夫婦は、代償離婚について相互に同意することができる。夫婦が代償離婚について相互に同意しなかった場合において、妻が代償離婚を請求する訴えを提起し、後払いの婚資、待婚期間中の扶養料および慰謝料からなるイスラーム法で認められるあらゆる財産上の権利の放棄によって夫に代償を支払い、この法律の第 22 条の規定に従い夫が妻に与えた婚資を返還したときは、裁判所は、代償離婚判決を言い渡す。

裁判所は、この法律の第 56・57 条の規定に定められた方法によって、3 か月以下の期間において両者の和解に努め、和解を継続的に行うための仲裁人を選任し、かつ妻が夫との生活を嫌悪し、この嫌悪のために神が定めた限界を超えることを怖れており、婚姻生活を継続させる方策はないことを明示的に承認した後でなければ、代償離婚判決を言い渡さない。

代償離婚と引換えに、未成年者の監護もしくは扶養料、または未成年者に関するいかなる権利も放棄させることはできない。

代償離婚は、あらゆる場合において、婚姻契約の取消とみなされる。

代償離婚の判決は一あらゆる場合において一、不服申立てのいかなる方法によっても不服を申し立てることができない。

#### مادة (64)

للزوجين أن يتراضيا فيما بينهما على الخلع. فإن لم يتراضيا عليه وأقامت الزوجة دعواها بطلبه وخالعت زوجها بالتنازل عن جميع حقوقها المالية الشرعية وهي مؤخر صداقها ونفقة العدة والمتعة، وردت إليه الصداق الذي

أعطاه لها، وفقاً لنص المادة (22) من هذا القانون، حكمت المحكمة بالخلع. لا تحكم المحكمة بالخلع إلا بعد محاولة الصلح بين الزوجين، وندبها لحكيم لموالة مساعي الصلح بينهما، خلال مدة لا تتجاوز ثلاثة أشهر، وعلى الوجه المبين بالمادتين (56، 57) من هذا القانون، وبعد أن تقرر الزوجة صراحة أنها تبغض الحياة مع زوجها وأنه لا سبيل لاستمرار الحياة الزوجية بينهما وتخشى ألا تقيم حدود الله بسبب هذا البغض.

ولا يصح أن يكون مقابل الخلع إسقاط حضانة الصغار، أو نفقتهم أو أي حق من حقوقهم.

ويعد الخلع في جميع الأحوال فسخاً لعقد الزواج.

ويكون الحكم - في جميع الأحوال - غير قابل للطعن عليه بأي طريق من طرق الطعن.

## 第 4 章 失踪者

### الفصل الرابع: المفقود

#### 第 65 条【失踪者の死亡宣告】（ア: 70; 1929: 21）

危難に遭遇した蓋然性の高い失踪者の死亡は、失踪の日から 4 年後に宣告される。

失踪者が沈没した船または墜落した飛行機に乗っていたことが立証された場合には、失踪の日から少なくとも 30 日の経過後に、軍隊または警察の一員で、軍事または治安作戦の中で失踪した場合には 1 年の経過後に、死亡したものとみなされる。

内閣総理大臣、防衛大臣または内務大臣は、状況に応じて、その者を捜索し、危難に遭遇した蓋然性が高い証拠の提示の後、前項の規定によって死亡したものとみなされる失踪者の名に関する決定を公布する。この決定は、失踪者の死亡宣告に代わる。

裁判官は、その他の場合において、失踪者の死亡を宣告するまでの期間を定めることができる。ただし、4 年を下回ってはならず、失踪者の生死を明らかにするためにあらゆる手段による捜索をした後でなければならない。

#### مادة (65)

يحكم بموت المفقود الذي يغلب عليه الهلاك بعد أربع سنوات من تاريخ فقده.

ويعتبر المفقود ميتاً بعد مضي ثلاثين يوماً على الأقل من تاريخ فقده في حالة ما إذا ثبت أنه كان على ظهر

سفينة غرقت أو كان في طائرة سقطت، أو بعد مضي سنة من تاريخ فقده إذا كان من أفراد القوات المسلحة أو من أعضاء هيئة الشرطة وفقد أثناء العمليات الحربية أو الأمنية.

ويصدر رئيس مجلس الوزراء أو وزير الدفاع أو وزير الداخلية، بحسب الأحوال، وبعد التحري واستظهار القرانن التي يغلب معها الهلاك، قرارًا بأسماء المفقودين الذين اعتبروا أمواتًا في حكم الفقرة السابقة، ويقوم هذا القرار مقام الحكم بموت المفقود.

وفي الأحوال الأخرى يفوض القاضي في تحديد المدة التي يحكم بموت المفقود بعدها على ألا تقل عن أربع سنوات، وذلك بعد التحري عنه بجميع الطرق الممكنة الموصلة إلى معرفة إن كان المفقود حيًّا أو ميتًّا.

### 第 66 条【死亡宣告後の待婚期間】（ア: 71; 1929: 22）

失踪者の死亡宣告を受けた、またはこの法律の第 65 条に規定された方法によって失踪者を死亡したものとみなす決定が掲載された時から、失踪者の妻は、夫の死亡による待婚期間に服する。失踪者の遺産は、死亡宣告を受けたまたは官報に決定が掲載された時に存在する相続人の間で分割される。

#### مادة (66)

عند الحكم بموت المفقود أو نشر قرار باعتباره ميتًّا على الوجه المبين في المادة (65) من هذا القانون، تعدد زوجته عدة الوفاة، وتقسّم تركته بين ورثته الموجودين وقت صدور الحكم أو نشر القرار في الجريدة الرسمية.

### 第 67 条【失踪者生存時の妻の身分】（ア: 72; 1920: 8）

失踪者が生存していることが判明した場合において、妻が夫の生存を知らないまま他の者と婚姻したが、床入りを完了していないときは、夫のもとに戻る。他の者と婚姻し、床入りを完了していたときは、妻は、第一の夫のもとに戻るか第二の夫のもとに留まるか、選択権を有する。いずれの場合においても、妻が選択しなかった者との婚姻契約は解消されたものとみなされる。

#### مادة (67)

إذا تبين أن المفقود حي فزوجته له إلا إذا تزوجت بأخر، ودخل بها غير عالم بحياة الأول، فلها الخيار بين العودة للأول أو البقاء مع الثاني، وفي الحاليتين يعتبر عقد من لم تختاره مفسوخًا.

### 第3編 婚姻の終了の効力

#### الباب الثالث: آثار انتهاء الزواج

#### 第68条【離婚後の離婚取消】（ア:73）

取消可能な離婚は、復縁を妨げない。男性が床入りを完了した妻を取消可能な離婚により離婚した場合には、待婚期間中であれば、離婚を取り消すことができる。離婚の取消は、発言または行為によって成立し、この法律の第53条の規定に反しない限りにおいて、あらゆる証明方法によって立証される。妻は、待婚期間を婚姻の住居で過ごすことができる。

#### مادة (68)

الطلاق الرجعي لا يزيل الحل، فإذا طلق الرجل زوجته المدخول بها طلاقاً رجعيًا، كان له أن يراجعها ما دامت في العدة، وتصح الرجعة بالقول أو الفعل، وتثبت بكافة طرق الإثبات دون الإخلال بنص المادة (53) من هذا القانون، ولها أن تقضي العدة في مسكن الزوجية.

#### 第69条【待婚期間中の離婚取消】（ア:74）

2000年法律第1号の公布による身分問題に関する訴訟の一部規則および手続の整備法の第22条の規定およびこの法律の第53条の規定に反しない限りにおいて、次の点が考慮される。

- a) 取消可能な離婚によって離婚した男性が、妻の月経期間中に待婚期間の残存を訴えたが、離婚した女性が待婚期間の満了を理由に夫の離婚取消権を否認した場合において、訴えが離婚の日から60日以上経過した後生じたときは、妻が宣誓した上で妻の主張が採用される。
- b) 待婚期間の満了後に、離婚した男性が待婚期間中に妻との離婚を取り消したと訴えた場合において、妻が離婚の取消を受けたことを否認し、夫のもとに何の証拠もないときは、妻が宣誓をした上で妻の主張が採用される。

#### مادة (69)

مع عدم الإخلال بما نصت عليه المادة (22) من قانون تنظيم بعض أوضاع وإجراءات التقاضي في مسائل الأحوال الشخصية الصادر بالقانون رقم 1 لسنة 2000، ومادة (52) من هذا القانون، يراعى ما يلي:  
أ) إذا ادعى المطلق طلاقاً رجعيًا بقاء العدة حال كونها بالحبيض، وأنكرت المطلقة حقه في الرجعة لانتهاء

العدة، فالقول قولها بيمينها متى حدث ذلك بعد مدة لا تقل عن ستين يوماً من تاريخ الطلاق.  
ب) إذا ادعى بعد انقضاء العدة أنه كان قد راجعها فيها، وأنكرت هي حصول الرجعة، ولا دليل عنده، كان القول قولها بيمينها.

#### 第 70 条【待婚期間の成立要件】（ア: 79）

女性は、次のいずれかを理由として、待婚期間に服さなければならない。

- a) 有効に成立したまたは無効な婚姻における床入りまたはイスラーム法上の同室の後の夫婦間の婚姻解消。夫もしくは裁判所による取消可能な離婚、不完全もしくは完全に取消不能な離婚または婚姻取消によるものかを問わない。無効な婚姻についても、同様とする。
- b) 有効に成立したもしくは無効な婚姻における夫の死亡、または宣告もしくは公式の決定により夫が死亡したものとみなされること。床入りまたは同室の前であっても、同様とする。
- j) 曖昧性のある性交。

#### مادة (70)

تجب العدة على المرأة بأحد الأسباب الآتية:

أ) بالفرقة بين الزوجين بعد الدخول أو الخلوة الشرعية في زواج صحيح أو فاسد، وسواء كانت الفرقة من طلاق رجعي، أو بائن بينونة صغرى أو كبرى، من الزوج، أو من المحكمة، أو كانت من فسخ، ولو في الزواج الفاسد.

ب) بوفاة الزوج أو باعتباره ميتاً بحكم أو قرار رسمي في الزواج الصحيح أو الفاسد، ولو قبل الدخول أو الخلوة.

ج) بالوطء بشبهة.

#### 第 71 条【待婚期間の開始】（ア: 80）

待婚期間は、次の時に開始する。

- a) 有効に成立した婚姻においては、離婚の成立または夫の死亡の日から。無効な婚姻においては、婚姻解消または男性の死亡の日から。曖昧性のある性交においては、関係の放棄の日から。
- b) この法律の第 53 条の規定に反しない限りにおいて、司法判決による婚姻

解消の場合における待婚期間は、婚姻解消の判決が確定した場合には、一審判決の日から開始する。

#### مادة (71)

تبدأ العدة:

(أ) في الزواج الصحيح من تاريخ وقوع الطلاق، أو وفاة الزوج، وفي الزواج الفاسد من تاريخ التفريق أو وفاة الرجل وفي الوطء بشبهة من تاريخ الترك.  
(ب) مع عدم الإخلال بحكم المادة (53) من هذا القانون، تبدأ العدة في حال التفريق بحكم قضائي من تاريخ حكم أول درجة حال صيرورة الحكم الصادر بالفرقة نهائياً.

#### 第 72 条【夫の死亡による待婚期間】（ア: 81）

a) 夫が死亡した妻の待婚期間は、妊娠中でなければ、死亡の日から太陰暦で 4 か月と 10 日とする。妊娠中であれば、待婚期間は、胎児の出産または流産および子宮が空となる時までとする。

b) 妊娠中の離婚した女性の待婚期間は、胎児の出産または流産および子宮が空となる時までとする。

j) 妊娠中でない離婚した女性の待婚期間は、次の通り。

- ・ 月経のある者は、3 回の完全な月経周期。ただし、60 日を下回らない。
- ・ 月経のない者は、太陰暦で 3 か月。
- ・ 月経が規則的でない者は、3 回の月経が生じた期間または 1 年のいずれか短い方。
- ・ 夫が死の病にあるときに宣言離婚によって離婚した女性は、夫が待婚期間の完了前に死亡した場合には、宣言離婚の待婚期間または夫の死亡による待婚期間のいずれか長い方。

#### مادة (72)

(أ) تنقضي عدة المتوفى عنها زوجها بمضي أربعة أشهر وعشرة أيام قمرية من تاريخ الوفاة، إن لم تكن حاملاً، فإن كانت حاملاً انقضت عدتها بوضع الحمل، أو سقوطه وبراءة الرحم.

(ب) عدة المطلقة الحامل تنقضي بوضع حملها أو سقوطه وبراءة الرحم.

(ج) عدة المطلقة غير الحامل تكون:

إما ثلاث حيضات كوامل لذات الحيض بما لا يقل عن ستين يوماً.



أو ثلاثة أشهر قمرية لغيرها.  
أو أقرب الأجلين من ثلاث حيضات أو سنة لغير منتظمة الحيض.  
أو أبعد الأجلين من عدة الطلاق أو عدة الوفاة للمطلقة بطلاق في مرض موت الزوج، إذا توفي مطلقها قبل تمام عدتها.

### 第 73 条【待婚期間中の妻の扶養】（ア: 82）

離婚または婚姻取消により待婚期間に服する女性には、この者の理由による場合であったとしても、代償離婚および裁判離婚の規定に従い、かつ夫の資力または貧窮の状態にもとづき、扶養料が支払われなければならない。

#### مادة (73)

تجب النفقة للمعتدة من طلاق أو فسخ، ولو كان بسبب من جهتها، مع مراعاة أحكام الخلع والتطليق، وحال الزوج يسرًا وعسرًا عند تقديرها.

### 第 74 条【待婚期間中の扶養義務】（ア: 83; 1929: 17）

夫が支払義務を負う待婚期間中の扶養料は、婚姻解消の日から夫の債務とみなされ、裁判または相互の合意によって中断されない。この債務は、書面によって証明された弁済または債務免除によらなければ、消滅しない。

待婚期間中の扶養料の訴えは、離婚の日から 1 年を超えた後には受理されない。

夫が離婚の日から 1 年後に死亡した離婚した女性による婚姻関係を理由とする相続の訴えは、否認された場合には、受理されない。

#### مادة (74)

تعد نفقة العدة الواجبة على الرجل دينًا في ذمته من تاريخ الفرقة بلا توقف على قضاء بها أو تراض عليها، ولا يسقط إلا بالأداء أو الإبراء الثابتين بالكتابة.

ولا تقبل الدعوى لنفقة عدة لمدة تزيد على سنة من تاريخ الطلاق.

كما لا تقبل عند الإنكار دعوى الإرث بسبب الزوجية لمطلقة توفي زوجها بعد سنة من تاريخ الطلاق.

### 第 75 条【夫の死亡時の扶養料】（ア: 84）

夫が死亡した妻には、妊娠中であるまたは妊娠中でないかを問わず、夫の遺

産から待婚期間の扶養料が支払われなければならない。夫が遺産を残さず、妻が貧困者である場合には、エジプト家族支援保護基金から扶養料が支払われる。

**مادة (75)**

تجب لمن توفي عنها زوجها نفقة عدة في تركته، حاملاً كانت أو غير حامل، فإن لم تكن له تركة وكانت فقيرة قدر لها نفقة من صندوق دعم ورعاية الأسرة المصرية.

**第 76 条【慰謝料の発生】**（ア: 85; 1929: 18 追）

有効に成立した婚姻において床入りを完了した妻は、自己の同意なくまたは自己の理由によらず離婚された場合において、離婚した男性が離婚を取り消さなかったときは、離婚した男性の資力または貧窮の状態および婚姻関係にあった期間を考慮して、待婚期間の扶養料とともに慰謝料として少なくとも2年分の扶養料を請求することができる。離婚した男性は、慰謝料としての扶養料を分割払いにすることができる。

**مادة (76)**

المدخول بها في زواج صحيح إذا طلقت دون رضاها، أو بدون سبب منها، ولم يراجعها المطلق، تستحق مع نفقة عدتها متعة تقدر بنفقة سنتين على الأقل، وبمراعاة حال المطلق يسراً وعسراً، ومدة الزوجية، ويجوز أن يرخص للمطلق في سداد نفقة المتعة على أقساط.